文　教　厚　生　委　員　会　記　録

＜第４号＞

令和８年第２回沖縄県議会（６月定例会）

令和８年７月６日（月曜日）

沖　縄　県　議　会

文　教　厚　生　委　員　会　記　録＜第４号＞

開会の日時

年月日　　令和８年７月６日　月曜日
開　会　　午前10時０分
散　会　　午後５時49分

場　　所

第４委員会室

議　　題

１　乙第７号議案　沖縄県こどもの権利条例
２　乙第９号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
３　乙第10号議案　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
４　乙第11号議案　沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例
５　乙第12号議案　沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
６　乙第13号議案　沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
７　請願令和６年第５号外４件及び陳情令和６年第56号外89件
８　閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委員長	新垣　新
副委員長	松下　美智子
委員	新垣　善之
委員	新里　匠
委員	小渡　良太郎
委員	比嘉　忍
委員	米須　清一郎
委員	山里　将雄
委員	喜友名　智子
委員	西銘　純恵
委員	平良　識子

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

総務部総務私学課長	松堂　徳明
生活福祉部長	真鳥　裕茂
障害福祉課長	祝嶺　浩之
生活安全安心課長	七條　優子
保健医療介護部長	諸見里　真
保健医療総務課看護専門監	河野　百合子
医療政策課長	當間　隆治
医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長	上原　浩
地域保健課長	木村　太一
薬務生活衛生課薬務専門監	津波　昭史
国民健康保険課長	松元　直史
高齢者介護課長	喜瀬　達也
教育長	半嶺　満
教育支援課長	宮野　賢行
施設課長	当真　四克

学校人事課長	東　　哲　宏
働き方改革推進課長	安座間　俊　一
県立学校教育課長	屋　良　　淳
県立学校教育課特別支援教育室長	稲　田　政　博
義務教育課長	新　城　高　広
保健体育課長	遠　越　　学

○新垣新委員長　ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、生活福祉部長、保健医療介護部長及び教育長外関係部局長等の出席を求めております。

まず初めに、教育委員会関係の請願第１号外１件及び陳情令和６年第72号の３外33件を議題といたします。

ただいまの請願及び陳情について、教育長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長　おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会所管に係る請願・陳情の処理方針について、御説明申し上げます。

お手元のタブレットに表示されます請願・陳情に関する説明資料の表紙をめくっていただき目次を御覧ください。

教育委員会関係については、請願について、新規１件、継続１件、陳情について、新規７件、継続27件、合計36件となっております。

初めに、継続審議となっております陳情に係る処理方針の変更について、御説明いたします。

９ページを御覧ください。

令和６年陳情第72号の３令和６年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の記の13の処理方針について、次の10ページを御覧ください。

変更のある箇所を下線で示しております。

変更後の処理方針を読み上げて御説明いたします。

「医療的ケアに係る看護師配置については、国の教育支援体制整備事業費補助金に医療的ケアに従事するための看護師等が宿泊に参加するための経費が含まれており、市町村において活用がなされております。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村に対して、看護師配置に係る国からの予算措置等に関する情報提供を行うとともに、全国都道府県教育長協議会等を通して、国庫補助率の引上げなど、財政措置の拡充について国に要望してまいります。」

続きまして、12ページを御覧ください。

令和６年陳情第88号学校教育における平和教育に関する陳情について、変更のある箇所を下線で示しております。

変更後の処理方針を読み上げて御説明いたします。

「県教育委員会としましては、新たな取組として、外部人材を活用し、児童生徒の発達段階に応じた平和学習ノートなどの体系的な教育プログラムの作成に取り組んでおり、引き続き、関係機関等と連携し、平和教育のさらなる充実に努めてまいります。」

続きまして、42ページを御覧ください。

令和７年陳情第131号の３令和７年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情の記７の処理方針について、次の43ページを御覧ください。

変更のある箇所を下線で示しております。

変更後の処理方針を読み上げて御説明いたします。

「県教育委員会としましては、宮古島市教育委員会と連携し、異動者間での物件の引継ぎや物件情報の速やかな提供等を行っており、引き続き教職員が安心して業務に専念できるよう教職員の住宅確保の支援に努めてまいります。」

続きまして、新規の請願について御説明いたします。

７ページへお戻りください。

請願第４号沖縄県県外進学大学生奨学金と国の修学支援新制度（多子世帯減免）の併用受給等に関する請願について、御説明いたします。

８ページを御覧ください。

記１から５について、県教育委員会では、能力を有するが経済的に県外進学が困難な県内高校生等の県外難関大学等への進学促進を目的に、沖縄県県外進学大学生支援事業により給付型奨学金（以下、「奨学金」という）を実施しております。

奨学金は、授業料に対する支援が含まれており、国の修学支援新制度の授業料減免と重ならないようにすること、できるだけ多くの生徒に県外進学の機会を与えることを狙いとしていることから、重複受給ができない制度とし、募集段階から周知をしております。

令和７年度の大学等における修学の支援に関する法律の改正に伴い、奨学金

給付要綱に引用している同法の条番号にずれが生じていたことから、事業趣旨に沿うよう要綱等の改正を行ったところです。

重複受給が確認された奨学生が、奨学金の受給を選択する場合には、要綱に基づく必要な書類の提出により引き続き受給が可能となりますが、国の修学支援新制度を選択する場合は、国と県の重複期間について、県奨学金の返還が必要となります。

県教育委員会としましては、引き続き、県外進学大学生支援事業により県内高校生等を支援してまいります。

続きまして、新規の陳情について御説明いたします。

47ページを御覧ください。

陳情第31号県立高校における昼食環境の改善に向けた弁当提供サービスの実証実験に関する陳情について、御説明いたします。

48ページを御覧ください。

記１から４について、県立高校における弁当業者の導入等については、各学校においてＰＴＡからの依頼を踏まえ、検討委員会等を開催し、メニューや栄養バランス、価格等を検討した上で、校長の責任の下で決定していることから、県教育委員会が主導し、特定の仕組みを学校に促すことは難しいと考えております。

続きまして、49ページを御覧ください。

陳情第34号教職員が健康で生き生きと働きやすい職場環境を求める陳情について、御説明いたします。

記１について、県教育委員会では、市町村立学校教職員の労働安全衛生管理やメンタルヘルス対策等について、令和７年度に教育事務所及び市町村教育委員会の担当者から成る市町村教育委員会労安活性化会議を各教育事務所ごとに立ち上げ、市町村教育委員会に対する指導・助言や情報提供等の充実・強化を図っているところであります。

引き続き、市町村教育委員会等と連携・協働し、その役割と責任に基づき、教職員が心身共に健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に取り組んでまいります。

続きまして、50ページを御覧ください。

陳情第41号教材費徴収に係る教員の負担増加への対応策及び教師用教材の公費負担化に関する陳情について、御説明いたします。

記１について、就学援助制度においては、保護者の委任に基づき、教材費等を学校長が代理受領し、学校から事業者へ直接支払うことが可能であり、令和７年度は26市町村が代理受領制度を導入しております。

県教育委員会としましては、毎年度市町村担当者会議を開催し、代理受領の活用等について情報共有を図っているところです。

次のページを御覧ください。

記２について、就学援助の拡充については、県として、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に要望しております。また、市町村教育委員会においては、県が設置するこども・若者施策推進基金を活用し、認定基準の緩和や補助単価の引上げ等に取り組んでおります。新入学児童生徒学用品費等の入学前支給については、令和７年度は32市町村が実施しております。

県教育委員会としましては、今後とも、援助を必要とする児童生徒に支援が届くよう、市町村と連携し、制度の適切な実施に努めてまいります。

記３について、教師用補助教材を含む学校運営に係る経費については、学校教育法第５条の規定により、法令に特別の定めがある場合を除いて、学校の設置者が負担することとされております。そのため、市町村立小中学校における教師用補助教材に係る経費負担や事務手続については、設置者である市町村や学校の裁量に委ねられているところです。

県教育委員会としましては、教師用補助教材の取扱い等について実態を把握し、経費負担等の在り方について、市町村教育委員会と情報交換を行ってまいります。

続きまして、52ページを御覧ください。

陳情第47号の３令和８年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、御説明いたします。

記１については、陳情令和７年第71号の３の記１の処理方針に同じとなります。

記２について、北部農林高等学校では、これまで熱帯農業科において、マンゴーやパッションフルーツ、コーヒー、パインアップル等、さまざまな熱帯果樹の栽培実習を行っております。令和７年度に、熱帯農業科をアグリテクノ科に改編し、新たにドローンやＡＩを活用したスマート農業を取り入れており、パインアップル栽培についても管理の効率化や品質向上について、学習の充実が図られております。

今後とも、学校・地域・産業界と連携し、地域産業の担い手となる人材育成に努めてまいります。

次のページを御覧ください。

記３について、出願時に提出する確約及び証明書における保証人欄は、入学者選抜実施要項に基づき、保護者等の元から通学できない状況にある生徒に対し、生徒の安全・安心に関わる緊急時の対応をお願いするため求めているもの

です。

県教育委員会としましては、保証人を見つけることが困難な場合などの個別の相談については、柔軟に対応してまいります。

記４（１）（２）について、県教育委員会では、事業が円滑に推進できるよう市町村が作成する施設整備計画について、毎年度ヒアリングを実施し、課題の共有や助言を行っているところです。学校施設整備に係る国の補助単価については、毎年度、資材費の動向等を反映した見直しが行われております。また、離島においては、地域の実情を勘案した離島加算があり、補助単価の引上げがなされているところです。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村の事業計画が円滑に実施できるよう、実情に即した補助単価の引上げ等について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に対し要望してまいります。

記６については、陳情令和７年第131号の３の記７の処理方針に同じとなります。

記７について、宮古島の県立高校に島外から進学している生徒については、島内に居住する家族や親族等と同居しながら通学していると聞いております。新たな学寮の整備につきましては、生徒のニーズを踏まえた維持管理の観点などを含め、県全体としての教育施設の整備計画等に基づき、検討していく必要があると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き、離島市町村と連携し、生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。

記10について、医療的ケアに係る看護師の配置については、修学旅行等への同行も含め、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、実施しているところであります。また、看護師の確保については、ハローワークへの早期募集や看護協会等の協力を得ながら、取組が進められております。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村に対して、看護師配置に係る国からの予算措置等に関する情報提供を行うとともに、全国都道府県教育長協議会等を通して、国庫補助率の引上げなど、財政措置の拡充について国に要望してまいります。

続きまして、55ページを御覧ください。

陳情第52号の３海運・船員の政策諸課題に関する陳情について、御説明いたします。

記１について、沖縄水産高校においては、実習船海邦丸を大型化し、令和３年度から乗船生徒定員を60名に増員して運航しております。海技士養成に係

る専攻科の定員については、実習船定員60名に対し、海洋技術科の生徒40名が同時に乗船する必要があることから、最大20名の定員枠を定めているところです。

県教育委員会としましては、引き続き、船社との意見交換や関係部局・省庁との連携を図り、水産業・海運業の担い手育成に努めてまいります。

記２について、水産庁、業界団体等が連携して実施する漁船乗組員確保養成プロジェクトによる漁業ガイダンスにつきましては、主に漁業への就業促進を目的としており、漁業の仕事内容の紹介や実際に従事している方や関係機関による講話等が行われております。本ガイダンスには、沖縄水産高校、宮古総合実業高校ともに平成30年度から参加しており、参加した生徒たちのアンケートにおいては、漁業に対するイメージ等を問う質問に対して、肯定的な回答が多い結果となっており、将来、漁師を含む船舶職員として働くことへの意識の高揚につながっているものと考えております。

県教育委員会としましては、引き続き関係団体と連携し水産業・海運業の担い手育成に努めてまいります。

続きまして、56ページを御覧ください。

陳情第55号の２沖縄にふさわしい、高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、御説明いたします。

次のページを御覧ください。

記１について、県教育委員会では、学校教育における実践上の指針である学校教育における指導の努力点において、平和教育の基本方針を定めており、具体的な素材を取り扱う場合、世界の平和を希求するという視点に立って慎重に取り扱うとともに、客観的な資料を基に指導する。また、生徒に特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善に努めるとし、政治的中立性に留意した指導を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも、本県の児童生徒が平和で民主的な国家及び社会の形成者としてふさわしい資質を身につけることができるよう、平和教育の一層の充実に努めてまいります。

次のページを御覧ください。

記２について、各県立高等学校においては、修学旅行を安全・安心に実施できるよう、旅行前年度より保護者代表も参加する修学旅行検討委員会を開催し、訪問先や研修内容等について決定するとともに、全保護者を対象とした説明会を開催しております。また、令和８年４月７日付文部科学省通知、学校における校外活動の安全確保の徹底等についてを受け、沖縄県立高等学校の修学旅行実施基準等を改定するとともに、危機管理マニュアルの記載内容を点検

し、必要に応じて改定等を行うよう各学校へ依頼したところです。

県教育委員会としましては、事故防止等に万全を期し、学習指導要領に定められた修学旅行の狙いが達成できるよう、引き続き取り組んでまいります。

57ページへお戻りください。

陳情事項１及び２については、総務部との共管の陳情であり、総務部に説明を求めたいと思います。

○松堂徳明総務私学課長　総務部関係について、御説明いたします。

事項１について、令和８年４月７日付の文部科学省通知、学校における校外活動の安全確保の徹底等についての適切な教育活動の実施において、教育基本法第14条第２項で特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動が禁止されていることに留意すること、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意すること等を示しております。

県としましては、４月９日付で本通知を所管する全ての私立小・中・高等学校の設置者に通知しており、各学校設置者により、学校における平和教育を含む教育活動が本通知に基づき適切になされていくべきものと考えております。

次のページを御覧ください。

事項２について、令和８年４月７日付の文部科学省通知の学校における校外活動時の安全確保において、学校における旅行・集団宿泊的行事における留意点として、事前の実地調査や関係者間での打合せなどにより、経路、交通機関、行程の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、安全に実施するために必要十分な情報を予め確認すること、引率教職員の数は、必要十分な体制とするとともに、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう、配慮すること、関係業者を利用する場合には、学校が主体性をもって旅行・集団宿泊的行事の安全確保につき万全を期すること、計画・実施に当たり、児童生徒や保護者に対し予め十分に説明し、不利益が生じることがないようにすること等を示しております。

県としましては、４月９日付で本通知を所管する全ての私立小・中・高等学校の設置者に通知するとともに、各学校の危機管理マニュアルの記載内容を点検し、必要に応じて改定などを行うよう依頼したところであり、各学校設置者により学校における校外活動時の安全確保が本通知に基づき適切になされていくべきものと考えております。

総務部関係につきましては以上です。

○半嶺満教育長　続きまして、59ページを御覧ください。

陳情第58号教職員の働き方改革に関する取組を求める陳情について、御説明いたします。

記１について、県教育委員会では、県独自の少人数学級編制として、集団生活を通じた社会性等の育成に配慮して下限を25人に設定した上で、小学校第１学年及び第２学年で30人学級編制、中学校第２学年及び第３学年で35人学級編制を実施しております。さらなる少人数学級の推進については、教室及び教員の確保が課題となることから、慎重に検討すべきものと考えております。

次のページを御覧ください。

記２について、複式学級においては、非常勤講師を配置するなどにより、単独で授業ができるよう教育環境の改善に努めているところです。複式学級の編制基準の改善及び加配等の措置については、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しているところです。

記３について、県教育委員会では、部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ることを目的に、令和元年度から中学校及び高等学校へ部活動指導員を配置しております。部活動指導員の配置人数につきましては、令和元年度の74名から毎年増員を図っており、令和７年度は229名、令和８年度は319名の配置となっております。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村等と連携し、配置促進に努めてまいります。

記４について、県教育委員会では、市町村立学校教職員の労働安全衛生管理等を担う市町村教育委員会に対し、研修会を開催するほか、労働安全衛生管理体制の整備に関する通知や直接訪問による情報提供を行っております。また、令和７年度に立ち上げた市町村教育委員会労安活性化会議において、労働安全衛生に関する協議や好事例の紹介を行っているところであり、今後、管理職対象の研修に活用できる資料の提供等も行い、全県的な取組の強化を図ってまいります。

引き続き、市町村教育委員会等と連携・協働し、その役割と責任に基づき、教職員が心身共に健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に取り組んでまいります。

以上で、教育委員会関係の請願・陳情に係る説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　教育長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　よろしくお願いいたします。

まず、請願第４号、新規の部分ですね。８ページ。

処理方針で、引き続き受給が可能となる場合と、それから奨学金の返済が必要となるという事例がありますが、実際実績として、その事案・事例がどれぐらいあったのか。

○宮野賢行教育支援課長　お答えいたします。

令和７年度に、国の就学支援新制度と重複期間があったと確認できました奨学生は、７名いらっしゃいまして、うち２人は、国に減免相当額を返還しておりまして、また２人は県奨学金の返還を行っているところでございます。残りの３名につきましては、今確認中ということになっております。

○比嘉忍委員　平均額、大体お一人幾らぐらいになるんですか。

○宮野賢行教育支援課長　併給期間に相当する金額ということでございますので、併給期間が一月、金額が私どもの奨学金７万円となっておりますので、一月併給があれば７万円、半年ですと42万円というような形になります。それぞれの方によって、金額が異なってくるということでございます。

○比嘉忍委員　それぞれの状況で幅があるというのは承知ですけど、やはり金額が大きくなると、それだけ家庭の都合で奨学金を受けていて、それがまた返金とかとなると、さらなる負担感が増すんじゃないかなと思いますので、今後、今の状態を踏まえてですね、何か県でやるべきことはないのかというのは、議論とか検討はしていないんですか。

○宮野賢行教育支援課長　周知がしっかり行き届いていない部分があったかと思います。こちらにつきましては、大変重く受け止めているところでございます。そういった周知につきましては、しっかりこれから、国の制度の改正等が

あった場合に県の制度はどのような形で進めていくかといったあたりにつきましては、細かく丁寧に、奨学生たちに説明してまいりたいと思っております。

○比嘉忍委員　細かく丁寧に、今後はですね、そういったことがないような、受けられると思って返金となると、さらに負担増という感覚が大きくなると思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

次もですね、新規陳情第31号の48ページ。

校長先生の責任の下で決定しているということであるんですが、今現状としては、各学校の取組状況、どんな状況が挙げられますか。

○屋良淳県立学校教育課長　県立高校においては、まず給食がございませんので、弁当を各家庭から持ってくるという方針の学校と、それから、各ＰＴＡのほうで学校側に要望して、お弁当の販売業者さんを入れて、お昼はそこで買う生徒がいるというような学校と、両方分かれておりますが、何校が保護者の弁当持参で何校が業者を入れているということについては、把握しておりません。

以上です。

○比嘉忍委員　例えば、町なかにある那覇商業高校さんとか、コンビニですぐ買物できる高校とですね、例えば、近隣にコンビニも何もないという高校もあったりします。そういった場合の、何かそれに合わせた対応とかというのはできないんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　これにつきましても、やはり学校の地域性であるとか、そういう状況に応じて各学校で判断をして対応しているところでございますので、以上です。

○比嘉忍委員　各学校の対応となりますので、それぞれの学校の状況は把握していないということになりますけれども、やはり今後議論を深めていく上ではですね、それぞれの学校別の対応状況も把握していたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、53ページ、新規の第47号。

保証人の件で、柔軟に対応してまいりますというのがございますが、具体的に柔軟な対応というのはどういうことなんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　入学の際に保証人等求められた場合に、県外からの入学であるとか、そういった生徒さんたちが、もし沖縄県内に知り合いもいないというような状況で相談を受けた場合に、入学してしばらくの間は、保証人の欄を空欄の状態にした上で、保護者と連絡が取れるような形を取りながら、時間をかけて、探していただくということを基本に置いています。そのような形で対応しています。

以上です。

○比嘉忍委員　基本は、保証人さんを見つけないといけない。それを、保証人さん誰々さんですよという、提出まで猶予期間を延ばしているということになるんでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長　そのようにしております。

実際にこれまでですね、卒業するまで保証人が探せなかったというケースがあるかどうかについては、そういう状況があったということについては聞いていないんですけれども、高校の生徒の安全性ということをしっかりと確保するためのものですので、保護者のほうにも説明をしてですね、協力をいただいているところです。

以上です。

○比嘉忍委員　１点最後に。柔軟に対応していますと言いますが、この陳情の記３に関しては、ずばり、それできている、できていない、どうなんですか。記３に対して。見直すこととありますけど、それはされているんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　先ほど申し上げましたように、原則としては見つけてほしいということではあるんですけれども、それで、原則としてはこれを置いておくんですけれども。ただし、やはり柔軟な対応をしているという実情をしっかりと文字に表して、お知らせするということが大事だと思っていますので、そういう意味での改定・改正は進めていきたいと考えています。

以上です。

○比嘉忍委員　この陳情のようになっていくということでよろしいですか。

○屋良淳県立学校教育課長　はい、そのとおりであります。

○比嘉忍委員　続きまして、54ページですね。

これも新規の件ですけど、国からの予算措置に関する情報を提供するとか、国に要望してまいりますとか、陳情だけじゃないんですけど、何か所かで見当たるんですけれども、要はそれをやって県としてやはり足りない分とかというのは、どうにかして対応していこうとかという今の状況は、検討も何もされていないということですか。

○稲田政博県立学校教育課特別支援教育室長　お答えいたします。

県として何かしているかというところは、先ほどもありましたけれども、情報提供の中で、国の補助事業の看護師に関しての予算措置はできますよというところで、具体的に、市町村のほうとどういう状況なのかを事前に問合せとかさせていただいて、どういうことができますよと具体的に情報提供していっているという状況があります。

○比嘉忍委員　陳情の方々の中身が踏襲されるような方向性で、市町村とも連携してやっていただきたいなと思っております。

最後に、あと１点だけ。30ページですね。

辺土名高校の寮についてなんですけれども、今現況としてどういう状況ですか。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

まず、辺土名高校の寮につきましては、現在令和８年度入学生で寮に入れなかった生徒もおりますが、全てほかの寮であるとか、あとは民間のアパート、あとは地域のほうの協力を得まして、家のほうに下宿の形で対応しているというところで、現在対応しております。

寮の増築等につきましては、増築に踏み切るにはかなり大きな予算等もかかりますので、県立学校教育課としては、しっかりと辺土名高校の入学生の定員の確保、これをしっかりと見据えた上で、自然環境科の入学生が県外からも含めてですね、安定的に入学して、どうしても建物が必要になるというような状況をしっかりと見極めてやりたいと思っています。現時点では、今ある寮の空き部屋の改装であるとか、あとは男女のバランスが年度によって多少違いが出ますので、その辺をフレキシブルに、部屋を男子用・女子用に変更できるような移動式の壁の設置などで、現時点では対応しているところです。

以上です。

○比嘉忍委員　要望になるんですけど、私も時間あるときに、朝、名護市内で交通安全やっていると、信号待ちで辺土名高校というバックを背負って、そしたら話しするんですね。名護市から通っているという子どもがいます。往復で大体45分だったとしても１時間半ぐらいというのは、それに時間を要してしまうということで、こういった子どもたちが、スムーズに負担のないように教育環境を充実させていくのも、やはり県としての務めだと思いますので、誰一人残さない対応ということで、ぜひもっとスムーズに子どもたちが入れるような寮を提供するべきだと思いますが、いかがですか最後に。

○屋良淳県立学校教育課長　おっしゃるとおり、世界自然遺産の環境の中にある唯一の県立高校としてですね、しっかりとその学びを広くいろんなところから学びができるように、そのためには環境整備が必要だと思いますので、ぜひ、委員のおっしゃるような方向性で、しっかりと研究していきたいと思っています。

ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　お願いします。

50ページ、第41号。

就学援助制度等に関する陳情になっているようですけれども、教科書等取り扱う企業さんからの陳情になっているんですかね。陳情側の要旨にいろいろ書かれていますけれども、そういう実態というのは、県教育委員会としてもここに挙げられているような課題というのは、認識しているのでしょうか。

○新城高広義務教育課長　お答えします。

まず、要旨のところなんですけれども、例えば部数値引き等による年間数千万規模の負担とかというものに関しては、今回の陳情で把握したところなんですけれども、その後の、教師用教材についても業者が負担していることに関してはですね、慣例的に行われているというのは把握しておりまして、例えばですけれども、学級が30人いたとしたときに、答えの書かれた教師用の教材がサービスとしてついているとかというような状況というのがあって、これまで慣例的にそこが行われているというのは、承知しております。

○米須清一郎委員　いろいろ書かれていて、保護者の未払いとかいろいろな事情もあるんですかね、状況が。そういう中で、教職員の負担があるというようなことも書かれているようですけれども、その辺とかどうですか。

○新城高広義務教育課長　お答えします。

まず、多くの市町村において、需用費とか消耗品という形で、そういう項目というのは用意されているんですけれども、もちろん先生方の教科書というのは無償じゃないので、そういったものですとか、あと、教科書で指導するための指導書というのがあるんですけど、そういったものに関しては市町村のほうで予算が計上化されてて、教師が、また学校が選択する今のこの補助教材というものに関しては、各市町村もまちまちというところで、そういったところに関して、今のような陳情が出されているのかなと思っております。

以上です。

○米須清一郎委員　教員用の教科書だけの話じゃないのかなと思うんですけれども、ちょっと勉強不足で、実際の学校が市町村がですね、どういう取扱いしているのかというのが実態は分からないんですが、代理受領制度というのは、保護者にお金はいかないんですか。学校あるいは市町村教育委員会側で、対業者との支払い含めてやり取りする、保護者にお金を支給して、保護者から払わせるというようなことじゃなくて、学校単位でやる、そういうような制度なんですか、代理受領制度。

○宮野賢行教育支援課長　就学援助の代理受領制度は、通常ですと保護者のほうに市町村から支援がいくんですけれども、未納のあったお子さまたちにつきましては、市町村から学校のほうにその分の金額がいくようになっておりまして、学校長は、必要な経費を事業者さんのほうにお支払いするといったような流れになります。教材費の場合はそういった流れがありますが、修学旅行費とか、そういったものにつきましては、最初から学校のほうに経費が回っていくというような形になります。

○米須清一郎委員　要するに、一人一人の保護者に、その世帯ごとの保護者に、全て支給されないやり方があるということですね、代理受領制度というのは。それが、市町村教育委員会ごとにそれを採用している、していないというのがあるということなんだろうと思いますけれども、学校側の負担、教職員の負担軽減につながるようだったらいい取組なのかなと、そういうような陳情に

なっていますよね。

あと、入学前支給というのもあるんですかね。それも市町村ごとに違うということが、教育委員会がこれを全体的に指導助言というか、推進することができるんでしょうかね。

○宮野賢行教育支援課長　沖縄県におきましては、毎年度、処理方針にも記載しておりますけれども、各市町村の担当者会議のほうを開催しておりまして、有用な事例ですとか、そういったものを積極的に周知して、推進していただきたいということで、会議を持っているというところでございます。

○米須清一郎委員　教育改革にもつながることなんだろうと思いますし、今までどおりということじゃなくて、これに関しても、県教育委員会として、強制することではなく各市町村ごとにということであると思うんですけれども、それができることで、代理制度とか入学前支給とか、もちろん子どもたち保護者のためでもありながら、学校にとってもそれがやりやすいということになるようでしたら、ぜひどうぞということで、いま一度推進していくべきなのかなと思いますけれども、どうでしょう。

○宮野賢行教育支援課長　今年の１月にも会議のほうを開催しまして、代理受領制度につきましては、推進をしていっていただければということで、周知を行ったところでございます。今後も、この代理受領制度が円滑に進められるようなやり方を、各市町村に対して周知していきたいというふうに考えております。

○米須清一郎委員　もう一点ですね。

教員にとっての補助教材費等の負担というのが、ないところとあるところという差があることもあるんでしょうかね。支払い、経費的な負担がある、ないという差があるか。

○新城高広義務教育課長　先ほどもお答えさせていただいたんですけれども、教科書とか指導書とかというのに関しては、全ての市町村で予算のほうは計上されているんですけれども、今のような教師用補助教材については、各市町村ごとに準備されているところと準備されていないところがございます。

以上です。

○米須清一郎委員　そこも同じように、あくまで市町村ごとかもしれないけれども、やはり全体として、実際教員の方々、全体的に動いていくでしょうし、あっちとこっちとで違うみたいなことは、環境としてどうなのかなと思いますので、県教育委員会の全体に対する指導助言というのが大きいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○新城高広義務教育課長　まず、公費で負担されている市町村もあるかと思いますので、その辺の実態しっかり把握して、どのようなことが可能か研究してまいりたいと思います。

以上です。

○米須清一郎委員　次、59ページですね。第58号です。

いま一度教えてほしいんですが、県の今の方針としての１クラス当たりの人数、もともと少人数学級、沖縄県としてのやり方があると思うんですが、ここに書かれていない小３から小６、中１は何人ですか。

○東哲宏学校人事課長　現在の小学校、中学校のクラス編制につきましては、小学校１年生と２年生が30人、これは県の独自の施策として、国の制度で35人であるのを30人としているものです。３年生から６年生までは35人としておりまして、中学校１年生が35人となっていまして、中２、中３は40人というふうな制度となっております。

○米須清一郎委員　中２、中３、40人。処理方針で35人とか言っていませんか。

○東哲宏学校人事課長　県の施策として中２、中３も35人で運用しているところです。

○米須清一郎委員　国ではなくて、そういうもともとの県としての基準に対して、実態はどうでしょう。完全実施できているか、できていないとしたら何校何クラスぐらいできていないのかとか。

○東哲宏学校人事課長　令和８年度におきましては、157学級において県独自の学級編制を行っております。ただ、教室等の確保が困難であるというふうな理由等でですね、現在、６校７学級においては、県の学級編制ではなくて国の

編制に基づいて編制を行っているところでございます。

○米須清一郎委員　やはり教員もそれだけ必要になるということで、まずは県の掲げているところをしっかり達成するということかなと思うんですけれども、少子化が進むに当たって、県のクリアしながら、さらにはこの陳情であるような、さらなる少人数学級に進むということも、現時点で県の方針ありますか。

○東哲宏学校人事課長　少人数学級の推進につきましては、現在の我々の一番大きな課題として、教員の確保が一番課題となっております。定数の問題というよりは、そちらの課題のほうが大きくてですね、少人数学級つくったのはいいけど担任が配置できなかったという状況ではいけませんので、採用制度等、採用人数とかの拡大とかを今やっているところですけど、教員が確保できる状況というのを踏まえて、どれだけ進めていくのかというのを検討していくというふうな考え方をしております。

以上です。

○米須清一郎委員　次のページになりますが、陳情の記の３、部活動指導員。令和７年度、８年度の配置人数が書いていますけれども、実際の現場で必要とされる人数というのはありますか。あれば教えてください。

○遠越学保健体育課長　部活動指導員につきましては、市町村の場合、市町村のほうから要望がありまして、その数といいますか、予算要求に合わせての配置という形になります。県立学校におきましては、若干ですね、70名程度の応募に対して、昨年度が52名、今年度が約60名程度という配置になっておりますので、若干、特に県立高校におきましては、配置がかなっていないという部分もございます。

以上です。

○米須清一郎委員　質問に対しては、まだ答えになっていないかなと思うんですけれども、その必要性、必要数というのを把握はしていませんか。必要ではないんですか。小中、市町村教育委員会から上がってくるというのは、絞った数で来ている可能性もあるのかなと思うんですけれども。できれば、全部なのか一部なのか、その一つ一つの学校の部活動に対して、文科系とかも含めて。これだけいたほうがいいんだみたいな、全体的な人数。実際は一部であっても

ですね、外部人材として、全体では、本当に欲しいんだというような数というのを把握していませんか。

○遠越学保健体育課長　中学校につきましては、市町村からの申請ということでやっておりますので、今回補正も含めて、その申請に対して配置をできるようにということでやっております。また、部活動指導員の必要性は各学校の実情に応じて、例えば専門の顧問の先生がいてやっているとか、全く専門の先生がいない、あるいは人が足りないといった事情、状況は各学校異なると思います。また、市町村においても状況が異なると思いますので、県としては、市町村から申請のあった人数を極力配置する、県立学校においては、学校から要望申請のあった人数を最大限、極力配置できるように努めるというような形になっております。

以上です。

○米須清一郎委員　それでは、小・中・高校それぞれの要望数と配置数を教えてください。

○遠越学保健体育課長　すみません、今ちょっと正確な数字を持ち合わせておりませんので、後ほどということで、申し訳ありません。

○新垣新委員長　この件に関してですね、米須委員にしっかり数字をもって説明していただきますよう、委員長からもお願いを申し上げます。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　最後、もう一点だけですね、記の４番。

労働法制研修というところの内容ですけれども、教育委員会として市町村を通して、労働安全衛生管理体制の整備とかということをやっていると思うんですけれども、たしか、教職員50人以上と50人未満ということで、衛生委員会を設置する義務がある、ないという違いとかあったと思うんですが、教職員50人未満の学校も含めて、同じように取り組んでいるでしょうか。

○安座間俊一働き方改革推進課長　お答えします。

先ほど委員がおっしゃった50人以上の衛生管理者のいるところと、また、50人未満の衛生推進者を置く職場のほうで、一律にそういう労働法制に関する研修を行っているかと、対応もどうかという御質問だったと思いますが、基

本的には、労働安全衛生法に基づく、設置が義務づけられている衛生委員会、そして産業医、衛生推進者、管理者の設置というところを、まず、これは法令で定められていますので、それのしっかり設置を求めていくという内容の研修、こういったところは一律であります。

ただ、メンタルヘルス対策とかに関して、こちらはセルフケアとか非常に共通するものは、一律にどの市町村に対しても同じような内容で研修を進めていると。研修のときに市町村から質疑応答があった場合には、実情に応じた対応を提供するという形で対応しております。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

陳情第58号の記の３、60ページになります。

部活動指導員を増員し、配置の促進を図るというところで、今、この部活動の地域展開が図られていると思うんですけれども、県のこの部活動地域展開に対しての計画があるのか、国は、本当に完全に、部活動の地域展開をしなさいと言っているのか、お願いします。

○遠越学保健体育課長　部活動の地域展開につきましては、国からは、令和13年度までに、原則休日の部活動を地域展開するということになっておりまして、県としましても、各市町村に対して、まず令和９年度に実施に向けた計画を策定して、原則として令和13年度までに、休日の部活動を地域展開するといった方向性で今進めているところであります。

○新垣善之委員　今、この学校での部活動と学校外でのクラブのチームがあって、子どもたち、学校でのものは、大体校時終了してから６時ぐらいまで部活動やって、その後このクラブチームが、体育館を借用して入ってくるんですけど、このクラブチームに入っている子どもたちは、７時、８時で終わって、それから帰宅して御飯食べて自宅学習したりするんです。やはり自分が思うのは、校時終了して、地域展開の指導者がちゃんとここにいて、そのまま部活動ができるので、６時なり６時半なりに終わって、それから帰宅して御飯食べて自宅学習というのはもう理想的なんですけど、子どもたち本当に二極化されていて、どっちを選んでいいのか、クラブ選んでいる子どもたちも、保護者がま

た送迎したりとか、いろんな負担があったりするので、これをなるべく本当に早めの地域展開、もしくは学校の先生方、やりたい先生方もいらっしゃると思うので、そこを縛らずに、兼職兼業というところも――以前一般質問でやったんですけれども、教職員が兼職兼業できるかという調査・研究もされているのか、いかがでしょうか。

○遠越学保健体育課長　部活動の地域展開に当たりましては、やはり人材の確保ということも必要になってきますので、教職員の兼職兼業については、これからしっかりと研究・検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣善之委員　おっしゃるように、指導者の不足があるので、後は人と物、金、施設もあるし、部活動指導員の報酬というのは、これも国から下りてくるものなんですか。それとも、県独自の予算で賄っていくというものでしょうか、今どうなっていますか。

○遠越学保健体育課長　部活動指導員につきましては、市町村の場合、３分の１国のほうから補助がありまして、その事業を活用して行っているところであります。

以上です。

○新垣善之委員　本当に、子どもたちのしっかりとした体力の向上に向けて、体制づくりを整えてほしいなと思います。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　47ページの県立高校の給食環境の件からお聞かせください。

処理方針を見ると、２点クリアできれば、学校ごとの判断で対応可能と考えていいのかどうかをお聞かせください。２点というのは、ＰＴＡからの依頼と、あと検討委員会が開催されていると。この２点がクリアできれば、こういった実証実験なり、それがうまくいけば継続的な導入というのも別に否定は

しないという理解でいいですか。

○屋良淳県立学校教育課長　委員のおっしゃるとおりでございまして、こちらからあっせんするような形は取れないということでの趣旨でございまして、各学校のほうでこの検討委員会なり、それから弁当業者さん双方にとって、もしかしたらウィン・ウィンになる可能性もございますので、その辺は、大丈夫だと思います。

以上です。

○喜友名智子委員　分かりました。

処理方針の最後の２行の部分で、県教委が主導して特定の仕組みを学校に促すことは難しいという内容と、今の答弁は一緒だと理解しています。

ただこの書き方だと、恐らく各学校は教育委員会が駄目と言っているなと、恐らく自主的に忖度して何もやらないというふうに私は受け止めているので、教育委員会が主導してやるのは難しいけれども、各学校のものを止めるものではないというところまでは確認したかったのでお尋ねをしました。

やはり各学校ですね、これ市町村の教育委員会もそうだと思うんですけれども、県教委がどう考えるか、どう発信するか、どう判断するかというところは、この問題に限らず非常に強く見ていらっしゃるんですよね。だから、県教委がやるのが難しいという一言だけで終わってしまうと、やらないという――言い方がちょっと難しいんですけれども、やらない理由に使われかねないという心配があるので、そこは違いますよねということを確認しました。

ありがとうございます。

次ですね、関連してもう一つ、現状がどうなっているのかを知りたいんですけれども、校長先生の責任の下でもろもろ検討して決定をしているとあるんですけれども、高校で給食制度がない中で、校長先生は何を決めているんでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

まず、校長先生が全部一人で決めるという意味では当然ございませんので、その委員会があり、それからそこにはＰＴＡ、保護者の視点がしっかりとあり、そういった中で、職員の総意として学校の方針を決めようというときに、最終的な責任は校長にあるという意味でございます。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございます。

小中学校でも、学校の食材にもっと地元の産品を使ってほしいとか、有機食材使ってほしいという親御さんからの要望が、陳情の形で以前あったかなと思うんですね。そのときにも、学校で給食選定委員会みたいなものがあって、そこにもＰＴＡ枠がありますよということを答弁いただいた記憶があります。

ただ、親御さんたちからこういう陳情が出てきたときには、私も学校でこういう委員会があるはずだから、ＰＴＡを介して保護者としての意見をきちんと反映させることはできるよと、議論に参加できる仕組みがあるので、そこも活用してくださいという受け答えは時々あるんですよね。

今回のこのシステム導入も同じ類いのものだと思いますので、ぜひ保護者が積極的にＰＴＡを介して、学校に関わるという機会になればいいなと思っています。

そのときに、教育委員会が難しいだけで終わっちゃうと、そこで会話が終わるので、できれば処理方針には各学校の取組を妨げるものではないというところまで、１行加えていただけると大変助かります。

○屋良淳県立学校教育課長　学校への伝わり方についても、しっかりと検討してまいります。

以上です。

○喜友名智子委員　よろしくお願いします。

次が24ページ、陳情令和６年第212号なんですけれども、記事項の１番のところに、ソーラーパネル及び蓄電池の設置という部分がありますけれども、県立高校でこの電力にソーラーパネルを設置している学校が今幾つあるかというところの数字はお持ちですか。できれば、学校全体で何％ぐらいなのかまであると、現状確認で助かります。

○当真四克施設課長　お答えいたします。

教育委員会では、高等学校８校と特別支援学校６校の14校に導入しております。

○喜友名智子委員　導入しているところとしていないところの違いは何でしょうか。

○当真四克施設課長　以前、補助事業を実施して、希望のある学校に導入した

ところでございますけれども、現状としましては、更新ですとか、例えば故障が起こった場合に、それを修理したほうが有効なのかというような判断が、なかなか難しい実態がございまして、今２校に、ＰＰＡ方式といいまして、事業者が設置・撤去まで行いながら電力を提供するというような仕組みを行っておりまして、今月から電力を供給するという実証実験的な事業をしているところでございます。

以上でございます。

○喜友名智子委員　そうすると、今回この陳情は八重山地区のＰＴＡ連合会から出ているということですけれども、八重山地域でソーラーパネルを導入したいというときには、どういったプロセスが必要になりますか。あるいは導入できる契機というかタイミング、どういうことが可能性としてはありますかね。

○当真四克施設課長　具体的に市町村が導入希望した場合には、必要な補助メニューですとか技術的な協力を我々のほうで行って、導入に向けて提案していくということになります。

以上でございます。

○喜友名智子委員　こうやって陳情が上がってきているので、要請があったときにはぜひお応えいただきたいなと思います。

あと、ソーラーパネルの設置については、２つ課題があると思っています。

１つは、ソーラーパネルのメンテナンスをできる職員が各学校に恐らくほとんどいないと思うんですよね。以前この件少し調べたときには、県立学校の中では、例えば工業高校でたまたま機械を扱える先生がいれば、自分たちでメンテナンスをしているけれども、そうじゃないところは故障に気づかないと。故障が一部でもあると、学校でソーラーパネルで発電できる電力量が、増えたり減ったりというところで把握はできるはずなんですけれども、そこがなかなか追いつかないという課題があります。ぜひ導入の際には、メンテナンスのところまで想定したやり方も対応してほしいなと思います。

あともう一点は、ソーラーパネルが、処分方法がまだそんなに明確ではないというところがあって、数年前に、恐らく国のほうがソーラーパネルの処分の指針というか動きが出てきたタイミングがあったかと思います。いつかは処分しないといけないものではあるけれども、処分方法が決まっていない設備に対して、導入するときにどう対応するかという製品の導入と処分までのサイクルは、ぜひ教育委員会も頭に入れていただければなと思います。これは要望で

す。

38ページの陳情令和７年第98号です。

これ現状今どうなっているのか、確認させてください。

○東哲宏学校人事課長　お答えします。

退職手当の時効完成によって支払えないという状況につきましては、現在法的な整理につきましては、処理方針に書いてあるとおりでございます。

ただ、退職手当としての時効が完成しているというふうなものでございまして、例えば、私たちとしましては、これまで国賠法に基づく損害賠償金であるとか、そういった形で支給できないかという話とかもですね、いろいろ御指摘がございますけれども、それも現状では難しいというふうな弁護士等の意見とかもありまして、それ以外のほうで何か支給できるできる根拠、方法がないかというのを、引き続き調査、検討とかいうものを行っているところでございます。

ただ、前向きにできるほどのロジックが今のところできていないというような現状でございますので、処理方針については維持しているというふうな形となっております。なかなか支給する法的根拠というのが見いだせていないというふうな状況でございますけれども、最終的には何らかの形で結論を出したいとは考えております。

以上です。

○喜友名智子委員　これ陳情を出した方たちの動きも、特段何か変更はないんですかね。何か話合い続けていて、先方から新しい動きが出てきたとか、そういう状況の変化もないですか。

○東哲宏学校人事課長　この１年の間でですね、この陳情者との間で何らかの形でお会いすることがございましたけれども、特段この件について何かなさるというふうな具体的な話は聞いておりません。

○喜友名智子委員　分かりました、ありがとうございます。

次はですね、39ページで、陳情の令和７年第99号。

こちらは、単身赴任手当の不支給の問題なんですけれども、こちらも状況をお聞かせください。

○東哲宏学校人事課長　こちらにつきましても、時効が完成したということ

で、状況ですけれども、こちらにつきましては、そもそも先ほどの相手との違いといいますと、まず、認定をしないというふうな手続はそもそも行われていないという状況がございます。なので、法律的にそもそも支払う手続自体が行われていないという状況がありますので、そこから疑義があるという趣旨があるので、先ほどの相手と全く同じというケースではございませんけれども、そういう整理とさせていただいているところです。

現状につきましては、こちらのほうも特に相手方から何らかの動きがあるというようなことは聞いておりません。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

次の陳情に移ります。60ページ、新規の陳情令和８年の第58号です。

記事項の４番の内容では、労働法制研修の充実をしてほしいという要望に対して、県教委の処理方針が、労働安全衛生管理をやる情報提供を行っていますというものでした。

労働法制と労働安全衛生管理という、ちょっと回答が少しずれているのかなと思うんですけれども、労働法制の研修と安全衛生管理というのは何が違うんでしょうか。

○安座間俊一働き方改革推進課長　お答えします。

確かに、労働法制研修というのと私がお答えした労働安全衛生に関する研修とは、ちょっとそごがあるんじゃないかという御指摘なんですが、陳情の要旨のほうを振り返っていくと、教職員における病気休職のうち、精神疾患による休職者がワーストを記録しているということ、また、内容的に踏まえますと、労働安全衛生関係に関する要望なのかなというふうにこちらのほうで捉えまして、それで記４のほうは、労働安全衛生に関する研修という形でお答えした次第です。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございます。

その整理で、私もおおむね同意できるかなと思っています。

労働法制というのは、労働現場での最低限のルールと思っています。労働安全衛生管理のほうは、健康で働き続けるためのマネジメント側のやることというか、恐らく見ている立場が違うんであろうと思うんですね。

ただ、処理方針を見ると、求められていることと回答が少し違うフェーズで

回答しているのかなと思ってお考え聞きましたが、了解をいたしました。
県教委が、労働法制だけではなくてマネジメントとしてどう対応するかということに取り組んでいるよという理解をしていますので、こちらは積極的に進めていっていただきたいと思います。
ありがとうございました。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
新里匠委員。

○新里匠委員　お願いします。
55ページ、海運・船員の政策諸課題に関する陳情についての処理方針の１番目ですけれども、具体的に内容があまり分からないので、海邦丸を大型化とか、令和３年度から乗船生徒定員60人に増員してとありますけれども、これどのように、何人から何人になったかとか、そういう具体的に説明が必要かなと思っていて、具体的に教えてもらいたいです。ちょっとイメージが湧かない。

○屋良淳県立学校教育課長　実習船の大型化に伴って、それまで何名だったかということについては、今数字を持ち合わせておりませんが、定員を増員したということで、専攻科等の海員養成の教育課程をしっかりと広げて、今、目いっぱいできるような人数で対応しているということでございます。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から定員の変遷について後日新里委員へ資料提供するよう発言があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

○新里匠委員　ちょっと関連して、専攻科の――船に乗れるのが60人で、40人同時に乗船する必要があることから最大20名の定員枠というのは、１学年という意味ですか。

○屋良淳県立学校教育課長　専攻科の定員が１学年20名でございますので、そのような数字になっています。

○新里匠委員　この60名に対して40名の乗船が必要だから、取りあえず40人を確保するために１学年20人ぐらいいれば40人には達するだろうという、そういう話なんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　専攻科、漁業科と機関科がございますが、高校のほうが40名で、それからその後に進学する専攻科が20名で、合計60名ということでございます。

○新里匠委員　２番目なんですけれども、ガイダンスとかをやっているよという話でありますけれども、結果的に海の仕事に就いている、その結果というのは何人から何人になっているんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　申し上げます。

まず、船社等への就職については、令和７年度が14名となっておりますが、その他就職先を詳細に――今手元に資料がございませんので、必要に応じてまた後ほど数字は提示したいと思います。

○新里匠委員　これはこのガイダンスとかやっているので、要は増えているか減っているかという観点でいうと、まとめていますか。

○屋良淳県立学校教育課長　ガイダンスにつきましては、水産庁をはじめ関係団体のほうで主導して行っているもので、生徒たちがそれに参加して漁業に対して非常に前向きな気持ちになった、勉強ができたというようなことは聞いておりますが、それがそのまま数字として就職等につながったかどうかについては、確たる数字を今持ち合わせておりませんので後ほどお願いします。

○新里匠委員　これ陳情者がですね、全日本海員組合沖縄支部長とあって、これ業界団体からの陳情なんですよね。

これで、船員の確保・育成が喫緊の課題になっていますというところで、この船員、水産業に関わる、漁業に関わる、そういう人たちを増やしてくれというところの陳情であるかなと思っているんですけれども、これ意識が変わったからといって増えるわけではないと。

そういう消極的な処理方針でいいんですかね。これはちょっと考えるべき余地があると思っていて、例えば、国立海上技術学校というのがあるみたいなん

ですけれども、そういうところと今沖縄にあるその２つの水産高校というのは、どういうところが違うのかというのは考えたことありますか。比べたことってありますか。

○屋良淳県立学校教育課長　比較とそれから連携等については、検討したことはございません。

○新里匠委員　これ確かかどうか分からないんですけれども、ちょっと調べたところですね、例えば船社とかと連携をして、月の給料というのか、支援金をもらうという部分をやりながら、海技教育をするというようなことがあるみたいな話もあるので、やはりそういうところの実質も、高校に入った段階からそういうところに仕事をしますという前提の話で、教育も、沖縄の水産系の高校もやっていかないと、海に実際に携わるところまでいかないと思うんですよね。

そういうところまで考えて、実際の仕事のところまでつなげるという教育はできないんですかね。

○屋良淳県立学校教育課長　今お示しいただいたのは、海技士等の漁業に携わる仕事等のお話だったとは思うんですけれども、各専門高校においては、デュアルシステム等で実際の企業としっかりこの長期のインターンシップを行いながら、将来のキャリア形成に向けてしっかりと勉強していくというような仕組みはございますので、それの拡充の形、もしくはさらなるどういった連携ができるかについては、これからの研究になるかと考えます。

○新里匠委員　沖縄にも、そういう水産のところじゃなくて、別の工業とか商業系は、デュアルシステムですか、そういうのはやっているんですかというところと、あと教育長に聞きたいんですけれども、高校教育改革の中で、まさにこういうところが求められていると思うんですけれども、高校教育改革の中で、実際に水産系について力を入れていくというところの観点はお持ちですか。最後に２つなんですけど。

○屋良淳県立学校教育課長　デュアルシステムの部分については、主に今現在工業系の高校と、それから地域の企業さんがしっかりと連携をして、間にコーディネーターを置いてしっかりとつなげていくというような仕組みはスタートしておりますので、これをしっかりと拡充し充実させていくという方向性でご

ざいます。
　以上です。

○半嶺満教育長　水産高校についてはですね、倍率等も最近約1.4倍ということで非常に人気もある学校であります。
　そしてやはり、学校の基本方針としては、沖縄水産高校は海技従事者養成施設として認定を受けておりますので、実習船の実習を通して、座学を通して、そういう意識の高揚を図っているところでありまして、実際に、例えば海洋技術科の卒業生は、県内の船社、あるいは県外の船社、あるいは専攻科に進学すると、ほとんどが進路を決めて卒業している状況であります。
　そして、専攻科においても、県内・県外の船社に、そしてまた進学をすると、進路の面でもですね、非常にいい結果を出しているところであります。
　今、御要望があったとおり、求人の人材育成をということでありますので、まさに今委員御指摘のあったとおり、高校改革の視点でですね、今回先導拠点ということではありませんけれども、これからまた、先導拠点以外の学校についても、その改革に向けて取り組むことを今計画しているところであります。しっかりとニーズに合った、そういうふうな教育課程等も研究しながら、進めていければと思っております。

○新里匠委員　教育長、先ほど船社等の就職、令和７年14名というのがあったんですけど、これとの整合性は大丈夫ですか。

○半嶺満教育長　令和７年度の資料が手元にありますが、20名の定員でありますけれども、令和７年度の卒業者は17名おりましたが、その全員が、県内のほうには８名、県外のほうには９名ですので、全員が船舶の会社に就職してというふうな状況であります。

○新里匠委員　教育長。この要望にはですね、定員枠を広げるというところもあるので、ぜひこの観点も再度検討いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○半嶺満教育長　先ほど来からの屋良課長からもありますけれども、やはりこの実習船の定員と大きく関わりを持っておりますので、この定員を増やすということは、やはり船をさらにどうするかというふうな議論も併せて検討しないといけませんので、その点はしっかりと、またそういう様々課題等を踏まえな

がら検討してみたいと思います。

○新垣新委員長　屋良県立学校教育課長から、先ほどの答弁を再度修正したいという申出がありますので許可いたします。

○屋良淳県立学校教育課長　先ほど14名とお答えした部分についてですが、これは海洋技術科、高校のほうの卒業生の進路状況でございまして、県内に２人、県外に12名の合計14名というような意味での答弁でございました。
失礼しました。

○新垣新委員長　休憩いたします。

午前11時35分休憩
午後１時20分再開

○新垣新委員長　再開いたします。
午前に引き続き、質疑を行います。
質疑はありませんか。
平良識子委員。

○平良識子委員　ありがとうございます。
私のほうからは、12ページの継続審査に付されております第88号、学校教育における平和教育に関する陳情ですね。
平和教育については、この陳情の内容、そしてまた、全国的にもモデルケースとなっております広島市の発達段階に応じた体系的な平和教育プログラム、平和学習ノートの取組というのを、私のほうでも、うちの会派でも、本会議でも取り上げさせていただきましたし、そしてまた、松下委員が本会議で取り上げられたことの知事のぜひ取り組みますという答弁もありました。
その経緯の中で、前回、陳情処理方針の変更を求めさせていただいたところですね、しっかりこの内容が、今回、変更箇所として書き直されているということに、まずは感謝を申し上げたいと思います。
その中でまず確認をさせていただきたいんですけれども、沖縄県としては新たな取組として、外部人材を活用し、平和学習ノート、体系的な教育プログラムの作成に取り組んでおり、ということになっております。この取組状況が今どうなっているのか。これ、恐らく今年度だけではなくて、今年度、次年度、

数年かけてしっかり専門家も含めて体系的ということは、小学校・中学校・高校の成長段階、発達段階に応じて、それぞれの体系的なものをしっかりつくっていかなければなりませんので、今どのような段階にあるのか。そしてまた、どのようなスケジュールでどのぐらいのスパンで、それをしっかり固めて沖縄県の平和学習を深め取り組んでいこうと、今いらっしゃるのか、現況をお聞かせいただけますか。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えいたします。

まず、この児童生徒の発達段階に応じた平和学習ノート、これを今つくるためにしっかりとメンバーが集まってですね、話合いをしているところです。委員がおっしゃったように、まず小学校段階、中学校段階、高校段階と発達段階が違うということと、それから、地域性ですね。地域のそれぞれの歴史も少しずつ変わってきますので、状況が変わっていますので、それをしっかりと子どもたちに知識として伝えるだけではなくて、この平和学習ノートというのが、いわゆる一問一答の問題集という感じではなくて、それに加えて、児童生徒の学びが深まるような質問だったり発問、これを例示しながら、各学校の先生方が授業づくりができるような、ガイドラインのイメージで今つくっています。モデルをつくって、それをしっかりと先生方に広げていくということで、今そのモデルづくりをやっている途中です。

この授業モデルに沿って、先生方が授業していくことによって、地域の特性とか歴史を生かして、児童生徒の発達段階に応じた平和学習が深まるということを目指して、今やっております。これは、児童生徒はもちろんのこと、教師の平和教育に関する資質能力の育成も想定に置いて、今それを進めているところでございます。

今年度中にある程度のモデルができた段階で、それを次年度以降ですね、現場に下ろしていけるようにというスケジュール感で進んではおりますが、外部の人材からアドバイスもいただきながらということで、生徒の発達段階に応じた必要な学び、それから子どもたちが発展した学びにつなげていけるような素養づくり、これを目指しておりますので、もしかしたら、もう少し丁寧にやろうということでの延長になる可能性もありますが、今のところそういうスケジュール感で進んでおります。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございます。

このメンバーが集まって、今作成中ということですけれども、どのような組

織になるのか、位置づけになるのか、人数がどうなのか、この作成しているメンバーというのは、どういう方々になるんでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長　小学校・中学校・高等学校、それから特別支援学校のそれぞれの代表の教諭、それから、各市町村教育委員会も含めた指導主事、教育センターの指導主事、そういった者含めて、作業部会のような部分では――正確な数字がちょっと今思い出せないんですけれども、そういったメンバーを構成して、地区ごとにグループ分けをして、作業を進めているところです。

以上です。

○平良識子委員　今の御答弁を伺って、非常にすばらしいなという本当に思いがいたしております。戦後80年たって、沖縄県においては、平和学習は戦争体験者の証言を中心に頼ってきたというところもありますけれども、人から物へという中においても、やはりその体系的な平和学習が、現場、学校、先生方に任されていたところがあったかなという中で、今、県の教育委員会が、教育長はじめ、この体系的に取り組んでいくというのは、本当に大事な沖縄県の平和教育の在り方、全国的にもそうですけれども、今非常に注視されている中において、この取組というのが非常に重要な観点になりますので、大変期待をし、取組をぜひ後押しをしていきたいなと思っております。

最後にですね、平和学習ノートは、体系的なということではあるんですけれども、小学校でも低学年・中学年・高学年とか、ノートのどの段階で区切るのか。１学年ごとにするのか、今どういう感じでやっているのか。小学校・中学校・高校で分けてしまうのか。このノートの区切り方というんでしょうか。それはどんな感じですか。

○屋良淳県立学校教育課長　ありがとうございます。

今、まず発達段階というところでいきますと、小学校が６年間でかなり長いので、１年から３年の低学年、それから４年から６年というふうに、小学校は２つの発達段階に分けて、大まかではありますけれども、結構抽象的な概念が理解できるような４年生以降とは分けているというふうに今聞いております。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございます。

期待しております。ぜひ取組をよろしくお願いいたします。

最後に、質疑というよりも、前半のほうに提案もありました48ページの第31号の弁当提供サービスの陳情なんですけれども、やはり、保護者負担の観点ということもありますが、この弁当が準備できない子どもたちもいる中において、その学校の場所によって、簡単には弁当を手に入れられない地域もあるという中においては、どのようにして子どもたちのお昼御飯を確保していくのかということは、もっと柔軟に対応をしていく必要があるのかなと思います。学校それぞれの取組で判断していますよということではありますけれども、やはりこういう陳情が上がってきたということにおいては、課題が現場においてはあるだろうし、もっと利用しやすい環境を、子どもたちに選択的な様々なメニューのお弁当を準備することが、今の時代の可能な状況としてあると思いますので、ぜひここはですね、教育委員会としても学校現場に任せるということもそうかもしれませんけれども、ぜひそれをもっと積極的に保護者、子どもたちのお昼の食事の提供を柔軟に利用していくということにおいては、配慮というか、スムーズな促しも含めたことが必要なのかなと思いますけれども、最後に御答弁いただければと思います。

○屋良淳県立学校教育課長　ありがとうございます。

まず基本的に、お弁当を校内で業者が入って販売するという状況の学校に対して、サービスを提供したいというような御趣旨の陳情だと承っておりますので、それについては、教育委員会の立場は申し上げたとおりなんですけれども、また学校においてのいろんなですね、例えば、できるだけ保護者の皆さんが、手作りのお弁当で子どもたちの教育を支えてあげてくださいということを言っている学校ももちろんあります。それに対して、またＰＴＡのほうからは、いろんな事情があるので学校のほうで販売してくれないかというようなやり取りがあって、やはりそれぞれで違いますので、当然教育委員会としても、その学校がしっかりと主体性を持って、教育の在り方というのをしっかり話合いすることが大事だよということは申し上げられるんですが、そのやり方については、なかなか難しいかなという立場での陳情処理方針になっております。

以上です。

○平良識子委員　陳情処理方針についての方向性については、理解をいたします。やはり、基本的にお弁当持参ということを求めている学校については、それは当然望ましいのはもう誰もがそう思うわけですけれども、そこにかなわない御家庭があります。あるいは、その時々にもよると思うんですよね。保護者の体調の状況であったり、様々あると思いますので、家庭環境もあると思いま

すので、そこはやはりもう少し柔軟な対応が図られるようにということと、この実態把握ですよね。実際どうなっているのか、県内の60校以上あると思いますけれども、高校でどのような対応をそれぞれがされているのかということを、改めて、まずは調査するということも大事かなと思います。指摘して終わります。

ありがとうございました。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　質疑がどかぶりしているんで、12ページの、今、平良委員からありました平和学習ノートに関してですね。

これは質疑というよりは、ちょっと要望も兼ねてなんですけれども、生活福祉部だったかには、対馬丸の件のときに少し要望として上げさせていただいたんですが、うちの地元、沖縄市泡瀬が地元なんですけれども、対馬丸の一般疎開者の部分で大分被害者を出しています。ただ、学童疎開という形じゃないので、学童疎開の範囲に入っていない。だから、地元の慰霊塔で慰霊をしているというふうな話もあってですね。ただ、そこにはもちろん家族で行かれた方もいて、実際にそのとき子どもで、対馬丸に乗っていて、親と一緒に沈没して流されてというような話も、直接乗っていた方から聞き取りをしたという経緯もあります。

そういった形で、切り方一つ取っても表現が変わってくるとか、特に沖縄戦については、地域ごとに沖縄戦の経験というのは違います。僕ら地元中部では、４月の割と前半に終わって、収容所に入れられて、沖縄戦の体験といったら、収容所の中での出来事というふうに話を聞く。要は、南部であるような住民被害というのではない戦争体験を、沖縄戦悲惨だからということで、結構今まで口をつぐんでいた方も多くいらっしゃるんですけれども、最近そういった話もちょこちょこ聞けるようになってきております。

この沖縄は、島ではあるんですけれども、広いですから、恐らく沖縄戦だけ取っても、北部と中部と南部、もっと区分けしたらそれぞれの状況が違うというところもありますし、これはその後の米軍統治においても、やはり基地を抱えているところと抱えていなかったところでは、多少の差があると思っています。それでも全てが沖縄が歩んできた歴史、沖縄の経験という形になりますから、ぜひそこら辺も含めた包括的な教育ができるような形で、ぜひ今後進めていっていただきたいなと思うんですけれども、ちょっと見解をお聞かせいただ

けますか。

○屋良淳県立学校教育課長　非常に大事な視点の御指摘ありがとうございます。

例えば、中部・南部・北部でもその状況が違うということについても、先ほど答弁申し上げました平和学習ノートで、具体的に今委員がおっしゃったようなことが入れられるかどうかということは、少し今、お答えはできないんですけれども、ただ、やはり生徒にしっかり考えさせるという意味では、北部と中部で戦争の体験、実態が違うのはなぜだろうという質問を投げかけたときに、どこから侵略されて、住民がどこの方向に逃げていったのかというような歴史もしっかり子どもたちが学んで、だからこういう違いができたんだというようなところまでしっかり落とし込めるような、そういったものがつくられればいいなと思いますので、大事な提言として承ります。

ありがとうございます。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

年配者の方々、我々の経験はあまり悲惨じゃないからということで口をつぐんでいたという方もいらっしゃったので、ぜひ、全般的に歴史の振り返りができるような形でよろしくお願いしたいと思います。

38ページ、39ページの退職金過少支給の陳情については、先ほど喜友名委員から質疑があったところで、いろいろ現状理解できましたので、できる限り対応をお願いしたいということで、次ですね。

47ページ、これも平良委員と重なるところであるんですが、先ほど、質疑・答弁を聞いていると、２つの要件、ＰＴＡからの依頼と検討委員会の部分がクリアできれば、対応ができるという答弁があったと思うんですが、この書き方だと、陳情は実証実験含めて対応を求めている中で、できませんという形に聞こえるものですから、ぜひ、学校とかに周知をする際には、言い方を工夫して、できるよという言い方ができるかともかくとして、もしそういう取組をしたいというところがあったら、フォローアップができるような形で周知をお願いしたいなと思っているのと、あと、47ページの下段のほうに、教職員においては外部のデリバリーサービスを利用している実態について。

これ、私も少し聞いたことがある程度で、実態確認までは至っていないのですが、ＵｂｅｒＥａｔｓなのかほかのデリバリーサービスなのか分からないんですけれども、先生方は頼んで持ってきてもらっていたと。でも、生徒は、学校によっては、学校の時間中だから外に出ちゃ駄目だよと言われている学校も

あったり、結局準備できていなかったら、学校の購買で買えるもの以上のものを食べられないとかですね。学校によっては、差異が出てきているというところもあります。先生だけ頼めて、何で僕ら頼めないのというような話を受けたこともあるもんですから、ぜひ教職員の昼食をどうするかというところも含めて、考えていただきたいなと。先生はＵｂｅｒＥａｔｓ頼めます。生徒はもちろん、なかなかみんながやると大変になりますから厳しいとは思うんですけれども、生徒は駄目ですというのはちょっと今の時代とおりづらいかなというところもありますので、高校の昼食をどうしていくかというところは、いろいろ意見も聞きながら、結構大きな――問題ではないかもしれないですけれども、大きな課題には挙げられるかなと思いますので、ぜひ、いろんなやり方を試しながら、どういったやり方が適切かと、学校側に任せる、教育委員会としてはタッチできないではなくて、教育委員会としてどのような在り方が望ましいかどうかというところは、ちょっと整理をしておくことも重要かなと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

○屋良淳県立学校教育課長　まず、特定のサービスについて教育委員会がお勧めするとかしないとかということが言えないというだけですので、利用することが非常にいろんなところに有効であるというようなことについては、それこそ校内にある検討委員会とかそのＰＴＡからのしっかりと学校側に提言をして、みんなで決めていくというような方向性でぜひやってほしいということが１点と、あとは、教員はデリバリーを頼めるのに生徒と頼めないということについても、かなり個別具体的な事例なのではないかと。我々の現場にいたころの記憶でも、生徒のほうがたくましく頼んでおりましたので――ということもありましたので、それは、確かに生徒は駄目だけど先生はいいよということがもしあったのであれば、それは確かに誤解も生みますし、よくない状況ですので、しっかりその学校の様子を聞きながら、どの程度まで学校の現場の状況を把握できるかということについては、少し研究させてください。

以上です。

○小渡良太郎委員　確かに、子どもたちのほうがたくましいし工夫も凝らしますから、いろんな方法を使うと思うんですけれども、陳情の中身の記の３ですね。実際例えばやるとなったら、事業者どうするかというのもあるし、学校内の敷地に立ち入れるかどうか、どこで受渡しをさせるかとか、結構決めないといけないこと、議論しないといけないことってたくさんあると思うんですよ。それを丸々学校側で考えてくださいってやると、なかなかハードルが高いかな

と。受渡し場所をどうするかもそうだし、いろんな部分もあって、ちょっと及び腰になるところが出てくるのも容易に想定できるものですから、ぜひ、今後の検討の中にですね、実証実験という形なので、実証実験に協力するとかサポートするという姿勢があってもいいかなって思ったりするんですけれども、これも含めた上で在り方、昼食どうするかというのは、食育の観点からも食べられなかったら午後なかなか大変というところもありますので、ぜひ、生徒たちに不便が生じないような在り方を考えていっていただきたいなと要望して、次に行きます。

50ページ、教材に関する話なんですが、就学援助制度の内容と、ほかの委員からも質疑があったのである程度は理解したんですけれども、この陳情の内容を確認していると、就学援助のやり方が、例えば、教材費支給というやり方を現物支給という考え方に切り替えれば、結構な多くのところを解決するんじゃないかなという印象を受けたんですが、この今の制度の仕組みはどんな感じになっているのか、そういった対応の変化が可能なのかどうか、お聞かせください。

○宮野賢行教育支援課長　お答えいたします。

教材について現物支給ということですけれども、これは制度としては可能でございます。ただ、沖縄県内の市町村において、現物支給を実施しているという市町村はないというふうに伺っております。

○小渡良太郎委員　これちなみに、実施していない理由とかというのは把握していますか。

○宮野賢行教育支援課長　先ほども申し上げましたけれども、担当者会議において、事前に資料をお配りして実施しているかというのは、実は国のほうの質問項目となっておりまして、それで実施しているというところがなかったという状況で、実施していない理由についてまでの確認は取っておりませんけれども、一つ考えられるのは、就学援助を受けている生徒たちの分だけを現物で前もって購入していくというのが、タイミング的にちょっと難しい状況があったのかなということが考えられるかと思います。

○小渡良太郎委員　現物支給の話を出したのは、生徒一人一人、保護者がしっかり受け取って買うというやり方は一つ理解はできるんですけれども、ある程度その年に入ってくる子どもたちとか、学年が上がればある程度ほぼ確定状態

で何人いるというのは把握できると思います。もし忘れた場合の、例えば貸与する教科書とか、または教員用のものというのも含めて、少し余部を持ちつつ確保しておいて支給をするということも、現実的には可能じゃないのかなというふうに考えてのこの現物支給の話ですので、それにしなさいというわけでは必ずしもないんですけれども、例えば、支給されているはずだけど払っていないという親もいるでしょうし、いろんな課題が今回の陳情で明らかになってきていますので、現物支給という考え方も含めて、ぜひ、これは小中だったら市町村教委の管轄になりますから、市町村ともぜひ協議をしていただきたいなと思います。

３の教師用教材に関しても、この陳情の中身だとサービスで提供している部分もあるみたいな書かれ方をしているんですが、そこもしっかり予算立てをして、必要分はちゃんと措置をするというところが本来のあるべき姿だと思いますので、この就学援助のやり方ですね、陳情が上がってきたのをいい機会としていいきっかけとして、ぜひあるべき姿をもう一回、検討し直していただきたいなと要望するんですけれども、見解をいただきます。

○宮野賢行教育支援課長　この現物支給が実際にできるかどうかといったあたりも含めましてですね、意見交換してみたいと思っております。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

最後の質疑になるんですが、56ページ、57ページですか。

これ、教育委員会管轄で上がってきている55の２と、あと経済労働委員会のほうに文化観光スポーツ部所管ということで投げられている陳情に分けられている陳情になっているんですが、この平和学習の在り方についての部分になると思うんですけれども、県外からの修学旅行に対しての話が陳情の主な部分になっていると思います。所管外にはなるんですけれども、文化観光スポーツ部のほうの処理方針を少し見させていただいたんですが、修学旅行推進協議会とかと一緒につくっていくと、分科会とかで議論していくというふうに書かれていたんですけれども、教育委員会もしくはその関係者は、この推進協とか分科会に参加をしているとかという事実はありますか。それとも全くタッチしていないという状況なのか、少しこれ教えてください。

○屋良淳県立学校教育課長　その協議会へ教育委員会が関わっているかどうかについては、今のところ関わりはございません。

○小渡良太郎委員　辺野古事故のＰＴでも、またはいろんな聞き取りの中でもいろいろと申し述べさせていただいているんですけれども、県内の平和学習についての見解は、以前、教育長が示したとおり、何度も示されているので理解をしています。県外からの修学旅行の教育プログラムについては、各県外の学校が行うことであるということで、答弁はしていないという状況なんですけれども、沖縄県で行われている教育プログラムという観点から、平和学習の在り方というのは、教育委員会も監修とかというようなやり方で関わるべきではないのかなというふうに、今回の一連のこの質疑等を通して感じています。

総務企画委員会では、広島とか長崎では、市の教育委員会が、ほかのところから訪れる平和学習のプログラムについても関わりを持っているというような話も出ていたように記憶をしているんですが、教育の中立性とかを担保する意味でも、または、この沖縄のものをちゃんと正しい意味で学んでもらうというためにも、やはり教育部局の関わりというのは非常に重要になってくるかなと、これは修学旅行のものであってもですね。何を選ぶかは相手側の自由であってもですね、準備するプログラムとかについては、ある程度関わっていくべきじゃないか、あるべき姿をしっかりと教委が示していくべきじゃないかというふうに、最近強く、この事故を受けて強く感じております。ちょっと難しい答弁なるかと思うんですが、教育長どのようにお考えか、お聞かせください。

○半嶺満教育長　まずこの平和教育、我々目標も明確にしているところでありますが、全国的にいっても、例えば政治的中立性の概念についても、教育基本法に明記をされておりますので、そういった安全性の確保についても文科省も全国的に通知を出している、適正な教育活動についても文科省から出されているというのを考えますと、基本的な部分は、全国どの県も同じだというふうに思っているとこであります。

そういった県外の高校等がですね、沖縄県において平和教育を行うと、学習を行うことについても、当然そういうふうな基本的な考え方にのっとって実施されるものであるというふうに我々は考えているところであります。具体的な、今いろいろお話ありました、地域の事情によって取組の工夫とか、そういうことはあろうかというふうに思っております。今、この沖縄県においての平和教育を進めていく上でのいろんなそういう会議等があってですね、そういったところに教育委員会の参加を求められればですね、我々も参加することはやぶさかではございませんので、協力しながら進めていければというふうに思っています。

○小渡良太郎委員　このような状況で、この沖縄への修学旅行に対しての信頼というのも、ちょっと毀損されていると――言葉が適切かどうか定かじゃないんですけれども、というような状況の中で、やはりちゃんとしっかりとしたものを提供しているよというものを発信するためには、教育委員会がちゃんと監修をしていますとかというようなメッセージの出し方も、一つ有用なのかなというふうに感じています。

この委員会の場で、教育委員会と一緒にこの平和学習の議論をするというのは大体これぐらいまでしかできないんじゃないかなと、現時点でですね、思うんですけれども。まずイメージを取り戻さないといけないですし、正しいものを今後はちゃんと提供していくと。ほぼほぼちゃんとやっている中で、一部のイレギュラーということであったとしても、イレギュラーがないような対応を今後していかないと、次何かあったときに沖縄県何やっていたんだという話になりますから、ここは別のタイミングで、ほかのところにもですね、しっかりとそういった形で連携をしてやっていくべきというのは、話をしていこうと思っていますので、ぜひ、そういった話が出てきたら、教育委員会としてもしっかりとフォローアップをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○屋良淳県立学校教育課長　すみません。答弁の修正をお願いいたします。

平良識子委員の御質問で、平和学習ノートの作成の構成メンバーについてお話ししたときに、私、市町村教育委員会の指導主事も入っているというふうに申し上げましたが、各教育事務所の指導主事でありまして、６地区ごとにありますので、そこでその後、市町村教育委員会のほうに下ろしていくというような流れになっております。修正いたします。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いします。

ただいまの12ページの令和６年第88号、平和教育ですね。

構成メンバー、今年度中にまとめていきたいとおっしゃったけれども、記事項２ですね、家庭や地域や関係機関、平和研究者等の連携に向けた体制の構築ということが書いてあるんですけれども、私この平和学習ノートをつくるに当たっても、そういう研究者が必要ではないのかなと思うんですが、その件につ

いては、どうでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長　まず、外部の有識者というところで、今回、発達段階に応じたというところが非常に特徴的でございますので、例えば、有識者にしても、戦争のことや平和のことについての様々な研究者がございます。当然、御意見等を参考にするんですが、平和学習ノートを作成していく、そのガイドラインをつくっていくに当たって、まず、生徒の発達段階に、児童の発達ということに対して非常に詳しい方、その段階その段階でどういった平和についての学びがしっかりと浸透していくかという観点で考えております。

ですので、大学教員等の意見を様々聞いていくんですけれども、現時点での外部有識者の意見を聞くということについては、まず、児童生徒の発達に非常に詳しい方を主にということで考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　今のお話聞いたら、１年生から３年生、それから４年生から６年生に分けたというのは、生徒自身の心身の発達の話ですよね。平和学習をやっている大学の、教師を教えている先生方いらっしゃるんですよね。その皆さんも、小学校でどういう平和教育をやっていくかとかね、発達段階に応じた指導をしていると思うんですよ。だから、そういう意見もやはり必要ではないのかなと。それを、意見を聞くという形でなさるのかどうかですよね。そこを聞かないと、やはり一般的な教育の発達段階というのとは違うと思うんですよ。だからぜひ意見を聞くかどうか、それとそこに研究者を入れるかどうかということを検討してほしいと思うんですが、いかがですか。

○屋良淳県立学校教育課長　ありがとうございます。

様々な観点で、しっかりと長く残っていくものをつくりたいと考えておりますので、様々な観点から御意見をいただくということは必要だと考えておりますので、そのような形で進めていきたいと思います。

以上です。

○西銘純恵委員　意見を取り入れていくということでは、ぜひやってもらいたいと思います。

それと初任者研修において、教員の指導力向上に今取り組んでいるという、教師自身の――今、沖縄戦の歴史というのが、特に若い教員は分からないと、継承されていないというのが最近指摘されていると思うんですよね。だからこ

れが、ノートは生徒に対する指導の方法をどうするかということだったけれども、教員そのものを、やはり平和教育をするために何が必要かというところの教員の研修は、初任研だけでは足りないと思うんですが、そこら辺も含めて、もう少し教員のレベルを上げる、質を上げるといいますか、力を向上させるという取組も併せて必要だと思うんですが、それについてどうですか。

○屋良淳県立学校教育課長　ありがとうございます。

非常に教員の資質向上は大事な観点でございますので、先ほど少しだけ答弁させていただいているんですけれども、平和学習ノートを作成するに当たって、授業のやり方を、それから質問や発問ですね、生徒たちに考えさせるような質問、イエスかノーかを問う問題だけではなくて、様々考えさせるということを、どういうふうに促していくかということを、教員の授業力の向上にもつながるような、今モデルをつくろうとしてございますので、そういう意味でも、委員御指摘のような、例えば初任研の先生だけが勉強すればいいというものではございませんので、教員の全体の平和教育に対するスキルアップ、これをしっかりと高めていきたいと思います。

ありがとうございます。

○西銘純恵委員　教育委員会が出した県史６ですよね。沖縄戦の県史をまとめているんですよ。これですね、本当に様々な角度から、字史も含めて地域のそういう戦争の証言なんかもみんな含めた、一番いい学習資料だと私思っているんですよね。ぜひ教職員の皆さんにはね、少なくともこれをぜひ学習してほしいというのは、広げてほしいなというのは、一応要望しておきます。

43ページ、第131号の３ですね。

宮古のほうですけれども、働き方改革のところで、教職員の安心できる教育環境ということで、教職員の住宅確保の支援に努めているということで、最後やっていますが、宮古の住宅確保、教職員、今年度どうでしょうか。授業開始に間に合って入居できたのでしょうか。

○安座間俊一働き方改革推進課長　お答えいたします。

宮古の教職員住宅のほうの入居者、そして借受け住宅ですね、こちらのほうの入居住宅希望者、全て一応入居はしております。

借受け住宅、必要な戸数は十分確保して対応させていただきました。

以上です。

○西銘純恵委員　八重山はどうですか。

○安座間俊一働き方改革推進課長　八重山も同じようにですね、必要な戸数は確保して対応させていただきました。
　以上です。

○西銘純恵委員　一頃に比べたら本当に努力されているなということを感じました。また頑張ってください。
　45ページの令和７年第170号ですが、神原小学校の校内自立支援室、これは現在どうなっていますか。

○新城高広義務教育課長　お答えいたします。
　神原小学校の校内自立支援室は、今年度も設置されております。
　以上です。

○西銘純恵委員　県が頑張って市町村に勧めていますけれども、設置の状況、令和７年度と比べて令和８年度どうなりましたか。

○新城高広義務教育課長　お答えいたします。
　校内自立支援室事業につきましては、令和７年度が20市町村54校となっております。そして令和８年度が21市町村51校となっております。

○西銘純恵委員　２年したら自立して自走していくということですが、新たに手を挙げて広げていくというところがないということですか。何か減っているように見えるんですか。

○新城高広義務教育課長　お答えいたします。
　校内自立支援室事業については、今私が回答した数字となっているんですけれども、独自で自走という形でやっているところが、令和７年度におきましては、７市町村19校となっておりますので、実質、同様の事業となっておりますので、拡充という形にはなっているかと考えます。

○西銘純恵委員　令和７年度とおっしゃったけど、令和８年度はどうですか。

○新城高広義務教育課長　市町村の自走につきましての令和８年度の数字は、

まだ把握できておりません。

○西銘純恵委員　令和７年度増えて、年度ごとに増やしていきたいなと皆さんも考えていると思いますので、ぜひそこを市町村に助言ということで頑張っていただきたいと思います。

次ですね。51ページの令和８年第41号ですね。

教材の関係ですが、私、記事項の２と３でお尋ねします。

２のところですね、就学援助、学用品の入学前支給が、令和７年度32市町村ということですが、令和８年度は分かりますか。

○宮野賢行教育支援課長　今年度の内容につきましては、これから調査を行うということにしております。

○西銘純恵委員　全ての市町村になっていない理由は何でしょうか。

○宮野賢行教育支援課長　全ての市町村が実施していない理由というのは、まだ確認はできないんですが、年々数市町村ずつ増えてきておりますので、これからもう少し伸びてきていただけるのではないかなというふうに考えております。

○西銘純恵委員　入学に間に合わせて準備をするといったら、２月、３月までには支給しないと、いろんなものが間に合わないと、入学にね。だからそういうことがあるので、やはり、それはもう完璧に――就学援助をやらないで村が独自にやっているというところもあると思いますので、就学援助を使っているところは、ちゃんと入学前の支給、進めていただきたいなと思います。

同じですが記事項２、就学援助の拡充について、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望しているとありますけれども、国の支給内容に、この一、二年間でも、拡充された内容というのはあるんでしょうか。

○宮野賢行教育支援課長　国の就学援助は、要保護児童生徒援助費補助金というのがございまして、こちら令和８年度、学用品費が小学校費ですと１万1630円から３万2490円、中学校費ですと２万2730円から３万4360円に引き上げられております。同様に修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等も引き上げられております。

○西銘純恵委員　準要保護についてお尋ねします。

○宮野賢行教育支援課長　各市町村において拡充されたものというのは、令和７年度には幾つかあったかと思いますが、令和８年度はまだ調査しておりませんので、こちらについてこれから調査させていただきたいと考えております。

○西銘純恵委員　市町村がもちろん就援はやるということですけれども、令和７年度の結果、後日委員に渡してほしいと思うし、令和８年度もそうしてほしいけど、沖縄県の子どもの貧困対策基金を使って市町村は拡充しているんじゃないかなと思っているんですよ。だから、国がそれに対して何らかの拡充ということを明らかにしたことがあるのかということを、私、知りたいなと思っているんですよね。

○宮野賢行教育支援課長　手元の資料ですぐに確認できるものがございません。大変申し訳ございません。

○西銘純恵委員　それでは、さっきの就学援助、県が頑張っているなということを本当にありがたいことだなと思っています。

最後に59ページの新規、令和８年の第58号ですね。

働き方改革のところで、少人数学級、国に先駆けて沖縄県は本当に頑張ってきたけれども、結局は、教員確保はなかなか難しいということをいつも皆さんの難儀を見ながら感じています。

それで私、１年生、２年生の30人学級の下限25人というのを撤廃してほしいとずっと思っているんですよ。結局は、それができないという理由が、下限25人にしたために、国の基準の35人で抑えていますと言うんですけど、結局、特別支援学級の子たちがクラスに入ってきますよね、授業の中で。39人とか、38人とか40人ぎりぎりのことがあるんですよね。だから、そういう意味では、下限25名というのを撤廃しない限り、本当に全ての県内の学校で30人学級、１・２年生できないんじゃないかと思っているんですが、この下限があるために、30人学級になっていないところ、何学級ありますか。

○東哲宏学校人事課長　学校数でお答えさせてください。

令和８年度の状況なんですけれども、下限25人を設定して30人学級編制ができなかった学校数が、小学校１年生については29校、小学校２年生については35校となっております。

○西銘純恵委員　１年生の１学期、授業参観といいますか、見る機会があったけれども、そのクラスはたまたま30人ぎりぎりでした。でも、子どもたちが自由なんですよね。教師が１人でいますけど、なかなか一緒に集中するということができない。それでも30人ぎりぎりなんですよね。私は本当は20人学級が当たり前だと思っているんですけれども、やはり35人という数字が、30人という学級にしなければ、最初の授業で生徒たちがつまずいていくんじゃないかと、教師が丁寧に見れなくてつまずいていくんじゃないか、不登校になっていくということも事例としてはありましたので、そこら辺も含めて下限を撤廃してほしいなと思うんですが、検討の余地はないんですか。

○東哲宏学校人事課長　下限の緩和であるとか撤廃であるとかという話は、委員御指摘の状況というのは我々のほうも把握しておりますけれども、やはりどうしても、結局担任の先生をはめられなかったらこれは大変なことになるというふうなこともありますので、今後この児童生徒数の推移であるとか、あと、採用数を増やすことを取り組んできておりますので、採用の確保の状況であるとか、そういったのを踏まえて検討していきたいなと考えているところです。

以上です。

○西銘純恵委員　最優先課題にして、そこに充てていく。１・２年生から先に担任を充てていくという考え方はできないんでしょうか。教員が足りないから、全体的に増やせないという話をされるものですから、２つの課題があるのでというけれども、やはり優先してやっていこうとなれば、そこから教師をはめるということができると思うんですよ。どうでしょうか。

○東哲宏学校人事課長　教員の配置につきましては、私たちもいわゆる基礎定数と言われている学級担任の先生であるとか、基礎定数のポストを最優先に配置していくというふうな形で進めてきております。ですので、この下限25人の緩和とかになりますと、基礎定数という学級数に直接影響を与えるというふうなところがございますので、先ほど申し上げた数字が、そのまま未配置になってしまうんじゃないかというのをとても心配しているというのが現状でございます。ですので、この辺の教員の確保の状況とか見て、慎重に考えていきたいなというふうなところが現状でございます。

以上です。

○西銘純恵委員　教員確保、大幅に増員するという立場で頑張っていただきたいです。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員等の入替え）

○新垣新委員長　再開いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただ今の議案について、保健医療介護部長の説明を求めます。

諸見里真保健医療介護部長。

○諸見里真保健医療介護部長　こんにちは。よろしくお願いいたします。

まず、保健医療介護部所管の議案について、私のほうから御説明させていただきます。

本議会において、保健医療介護部では、２つの議案を上程しておりますので、順次説明させていただきます。

それでは、ただいま表示しました議案説明資料の２ページを御覧ください。

乙第11号議案沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があることから、条例を改正するものであります。

以上が、本議案の説明となります。

よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　条例改正は法の改正で項ずれだということで、そんなに難しい質疑はないと思うのですが、今、入院者の処遇が著しく適当でないと認めるとき、入院者への虐待が行われたと認めるとき、そのときに、管理者に対して知事が報告を求めることができるとかということで、本当に精神を患っている入院者の皆さんにちゃんとした処遇がなければいけないと思って、今、条例を見ているんですけどね。

今、精神障害者の入院・通院患者数というのは、沖縄県ではどれぐらいいらっしゃるんですか。

○木村太一地域保健課長　お答えします。

現在、令和６年度の入院患者数においては、4376名、外来の通院の患者さんについては、公費負担制度について自立支援医療費を申請している方の数になりますけれども、令和６年度は５万6760名という数になっております。

○西銘純恵委員　本当に結構な皆さんが治療を要しているということを感じているんですが、入院患者の虐待があってはならないと思うんですが、実態はどうなんでしょうか。

○木村太一地域保健課長　お答えします。

虐待については、令和６年度から虐待に関する窓口が県のほうに――もともとあったんですが、窓口をしっかり制定するという法の今回の改正のメインの趣旨もこれでしたので、令和６年度の件数としましては、公表した数としましては７件の虐待事案があったというふうになっております。

○西銘純恵委員　令和６年度、去年は令和７年度ですが、数字出ています。

○木村太一地域保健課長　１年遅れで国のほうが集計して報告するということになりまして、令和７年度はまだ公表していないので、数字はちょっと今控えさせていただきますけれども、というような状況でございます。

○西銘純恵委員　県が虐待ということで認定したというのが７件だと。

そういう虐待じゃないかとか、そういう状況にあるんじゃないかというような相談というのか、何というんでしょうか、通報になるんですか。それはどれだけですか。

○木村太一地域保健課長　令和６年度の中では40件ほど御相談がありまして、そのうち７件が認定されたという形になっております。ただ、40件以外にも、精神病の患者さんの相談というのがありまして、内容によっては、必要に応じて、適切な場所に相談をつなぐというような案件もほかにはありますが、虐待に関連するような件数としては、40件というふうになっております。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　これ一応、知事が求めることができるということになっていますけれども、施設側がこれを拒否するとか、そういったこともできるんでしょうかということと、今までの７件は改善というか、それ以降、施設に対して県として改善命令があった事案はどのような形で解決していったのかという、経緯が分かればお願いします。

○木村太一地域保健課長　拒否できるかというと、命令という段階に行ったりはしますので、基本的にはお応えしていただかなければならないという形になっていると思います。

実際この７件の事例についても、改善命令を各病院に出しまして、適宜改善報告をいただいて、修正していただいているということで、適切に病院のほうも対応していただいたというふうに感じております。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、保健医療介護部長の説明を求めます。

諸見里真保健医療介護部長。

○諸見里真保健医療介護部長　続きまして、議案説明資料の４ページを御覧ください。

乙第12号議案、沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する子ども・子育て支援納付金拠出額を算定するための割合を定める必要があることから、条例を改正するものであります。

以上が、本議案の説明となります。

よろしくお願いします。

○新垣新委員長　保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　子ども・子育て支援納付金拠出額と言っていますけど、後期高齢者に負担させるということですか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えします。

おっしゃるとおり、後期高齢者が納める納付金となります。

○西銘純恵委員　後期高齢者、保険料はまた個別に取られていますよね。

１人平均どれぐらいということで、子育て支援納付金に充てられるのは、今分かりますか。大体500円ぐらいかなと、国保の関係とかいろいろ言ってましたけど。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

子ども・子育て支援金に係る保険料につきましては、月当たり、沖縄県ですと令和８年度で平均１人当たり203円というふうになっております。

以上です。

○西銘純恵委員　子ども・子育て、少子高齢化と言われている中で、子どものために、何で後期高齢者のほうが負担している、高齢化する中で、高齢者の皆さんも安心して生活できないといけないと思うんですが、今の政府の負担のさせ方ですね、納得いかないところがあるんですよね。本当だったらそういう負担をさせないで、ちゃんと公費で充てていくということでやるべき、払っている税金がありますからね。そうなっていないということを今確認できたので、ちょっとこれ問題だなとは思いますが、一応法改正ということで言われていますので、質問はこれにとどめたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。

以上で乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

○新垣新委員長　再開いたします。

次に、保健医療介護部関係の請願令和７年第11号及び陳情令和６年第56号外30件を議題といたします。

ただいまの請願等について、保健医療介護部長等の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。

諸見里真保健医療介護部長。

○諸見里真保健医療介護部長　それでは、請願・陳情の処理方針について、御

説明いたします。

ただいま表示しました請願・陳情に関する説明資料の２ページから４ページに請願一覧表及び陳情一覧表がございます。

保健医療介護部関係では、請願が継続１件、陳情が継続24件、新規７件となっております。

継続の請願については処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、継続の陳情のうち、処理方針に変更がある４件について、処理方針を読み上げて説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

令和６年第170号私宅監置遺構の保存及び琉球政府当時の私宅監置による人生被害の検証を求める陳情について、変更した段落を読み上げますので、21ページをお願いいたします。

下線で示した部分が変更箇所となっております。

変更後の処理方針等の１についての２段落目から御覧ください。

「そのため令和６年度以降、遺族等と面談を３回行いましたが、写真、レプリカ等による記録保存を含め、保存自体を拒否するということでございました。県としては遺族等の意向等を踏まえますと、現時点では私宅監置遺構の保存は難しいものと考えておりますが、引き続き保存の可能性について検討を行ってまいります。」

次に、２についての２段落目を御覧ください。

「令和７年度は、公文書館等での資料収集及び有識者等との意見交換を実施しており、引き続き必要な情報収集、関係機関等との意見交換を行い、検証方法等を検討していきたいと考えております。」と変更しております。

変更の理由については、変更理由のとおり、令和６年度、７年度に遺族等への面談等を行った上で、意向確認を行った結果の変更及び令和７年度に図書館や公文書館での資料収集、有識者との意見交換を行った上での変更でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

令和７年第71号の３令和７年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、変更した段落を読み上げますので、26ページをお願いいたします。

下線で示した部分が変更箇所となります。

変更後の処理方針等の５についての２段落目から御覧ください。

「事業の実施に当たっては、市町村との意見交換や要望調査等を通じてニー

ズを把握し、適宜見直しを行っており、令和８年度は、補助対象疾患等の追加による助成対象者の拡充、宿泊費基準額の引上げ、付添人の要件緩和などを実施しております。県としては、引き続き関係市町村と連携し、離島患者等の負担軽減を図ってまいります。」

次に、７についての１段落目から御覧ください。

県では、「令和７年９月に離島・へき地における遠隔医療導入検討ワーキンググループを設置し、僻地診療所等での遠隔医療の導入について検討を行ってきました。令和８年度からは、新たに離島診療所でのオンライン診療実証事業に取り組み、離島・僻地での遠隔医療の効果検証、課題整理等を行った上で、実装化に取り組んでいくこととしております。」と変更しております。

変更の理由については、変更理由のとおり、取組に進展が見られたことによる変更でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

令和７年第75号中部地区医療提供体制協議会に関する陳情について、変更した段落を読み上げますので、29ページをお願いいたします。

下線で示した部分が変更箇所となっております。

変更後の処理方針等の１段落目から御覧ください。

「県では、今回の要望を受け、令和７年６月16日に中部地区医療提供体制協議会を開催し、あらためて病床の整備について県の考え方を説明し、関係機関から意見を聴取しております。また、令和７年９月３日には、県及び中部地区医師会それぞれで実施したアンケート調査結果を踏まえ、再度、協議会で意見を聴取しております。協議会では、琉球大学病院移転の影響や中部医療圏全体の医療需要の状況を確認すること等の意見があったことから、現在、情報収集・整理を行っているところであり、引き続き、関係機関と協議を行い、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ってまいります。」と変更しています。

変更の理由については、変更理由のとおり、取組に進展が見られたことによる変更でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

令和８年第３号医療・介護分野における適切な財源の確保を求める陳情について、変更した段落を読み上げますので、52ページをお願いいたします。

下線で示した部分が変更箇所となっております。

変更後の処理方針等の１についての１段落目から御覧ください。

「県では、医療・介護分野を支援するため、国の医療・介護等支援パッケージ及び重点支援地方交付金を活用した事業を令和７年度補正予算に計上し、令

和８年度に繰り越しております。医療については、令和８年６月から医療機関等へ支給を始めており、介護については、７月から順次、介護事業所等へ支給できる見込みとなっております。県としては、引き続き、医療機関、介護事業所等への支援に取り組んでまいります。」と変更しております。

変更の理由については、変更理由のとおり、予算の繰越しや事業開始に伴う変更でございます。

以上が処理方針変更に係る説明であります。

その他の継続分については変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、新規の陳情７件について、御説明いたします。

54ページをお願いいたします。

陳情第28号県立八重山病院における医療体制の確保に関する陳情について、処理方針を読み上げます。

55ページをお願いいたします。

２について、県では、自治医科大学及び県立病院で医師及び専攻医を計画的に養成するとともに、県内外の医療機関から専門医の派遣を行う基本方針の下、離島及び僻地の医療機関において勤務する医師の安定的な確保に取り組んでおります。

令和元年度以降は、琉球大学医学部の地域枠を卒業した医師が専門研修を終了して、順次、離島及び僻地での勤務に従事しております。

また、本県特有の地理的特殊性を踏まえ、国に対して適切な医師確保策を要望しているところです。

県としては、引き続き、八重山圏域をはじめとする離島地域における持続可能な医療提供体制の確保・充実に努めてまいります。

３について、県は、離島医療を担う人材の確保・定着を促進するため、医療従事者が働きやすい環境づくり等に取り組んでおります。具体的には、医師の休暇取得や研修参加を支援する代診医派遣、医師住宅及び診療所等の施設整備、看護職員の勤務負担の軽減を図るための離島診療所代替看護師派遣、県外薬学部設置大学での薬剤師ＵＩターン就職説明会や奨学金返還額の一部助成などを行っております。

引き続き、関係機関と連携し、医療人材の確保・定着に努めてまいります。

４について、25ページの陳情令和７年第71号の３のうち、７の処理方針と同じとしているため、説明を省略させていただきます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

陳情第29号沖縄県立八重山病院における医療体制の確保を求める陳情につ

いては、陳情第28号と趣旨が同じであるため、説明を省略させていただきます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

陳情第32号町立診療所における医師確保に関する陳情について、処理方針を読み上げます。

58ページをお願いいたします。

１について、町立竹富診療所及び黒島診療所は、竹富町が設置し、常勤医師の確保については、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が主体となり取り組んでいることは、認識しております。

県としましては、町や関係機関と連携し、両診療所をはじめとする町立診療所等の医師確保等に取り組んでまいります。

２について、琉球大学医学部の地域枠は、国の指標に基づき定員削減の対象となる厳しい状況ですが、国への要請を通じて、本県の地理的特性等について理解を求めた結果、一定の配慮が示されたところです。また、地域枠卒業医師は、町村立診療所を含む離島・僻地の医療機関での勤務が義務づけられており、配置先は、各医療機関の医師の充足状況、本人の意向や適性等総合的に勘案し、決定されています。

県としては、地域のニーズを踏まえた医師配置が可能となるよう、地域枠医師の確保及び適正配置に努めてまいります。

続きまして、59ページをお願いします。

陳情第33号県立八重山病院における医療体制の確保に関する陳情について、処理方針を読み上げます。

60ページをお願いいたします。

２について、県では、自治医科大学及び県立病院で医師及び専攻医を計画的に養成するとともに、県内外の医療機関から専門医の派遣を行う基本方針の下、離島及び僻地の医療機関において勤務する医師の安定的な確保に取り組んでおります。令和元年度以降は、琉球大学医学部の地域枠を卒業した医師が専門研修を終了して、順次、離島及び僻地での勤務に従事しております。また、国に対して本県特有の地理的特殊性を踏まえた適切な医師確保策を要望するとともに、医療機関が限られた人員でより効率的に業務を行えるようタブレット端末等の導入を支援するなど医療ＤＸを推進しております。

県としては、引き続き、八重山圏域をはじめとする離島地域における持続可能な医療提供体制の確保・充実に努めてまいります。

３について、県では、離島医療を担う人材の確保・定着を促進するため、医師の休暇取得や研修参加を支援する代診医派遣、医師住宅や診療所等の施設整

備など、現場の医師が働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

引き続き、関係機関と連携し、島嶼地域における持続可能な医療提供体制の維持・確保を図るため、実効性のある施策を推進してまいります。

続きまして、61ページをお願いいたします。

陳情第38号ＯＴＣ類似薬の保険外しの撤回と紙の保険証復活を求める陳情について処理方針を読み上げます。

62ページをお願いします。

１及び３について、国においては、医療用医薬品の給付を受ける患者とＯＴＣ医薬品で対応している患者との公平性を確保する観点や、現役世代の保険料負担の軽減を図る観点から、ＯＴＣ類似薬の保険給付に係る見直しが行われており、薬剤費の一部を保険給付外とする内容等を盛り込んだ健康保険法等の一部を改正する法律が令和８年５月29日に成立しました。

県としては、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、全国知事会を通じ国に対して、国民や事業者の過度な負担や急激な変化が生じないよう十分な配慮を行うとともに、社会全体で納得感を得られるよう、丁寧に検討を進めることを求めてまいります。

２及び３について、９ページの陳情令和６年第65号の１及び２の処理方針と同じとしているため、説明を省略させていただきます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

陳情第42号沖縄県立八重山病院における医療体制の確保を求める陳情については、陳情第28号と趣旨が同じであるため、説明を省略させていただきます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

陳情第47号の３令和８年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、処理方針を読み上げます。

５について、県では、離島地域における持続可能な医療提供体制を構築するため、医療人材の確保、遠隔医療の推進等、各種取組を行っております。また、離島患者等通院費支援事業の実施に当たっては、市町村との意見交換や要望調査等を通じてニーズを把握し、適宜見直しを行っており、令和８年度は、補助対象疾患等の追加による助成対象者の拡充、宿泊費基準額の引上げ、付添人の要件緩和などを実施しております。

県としては、引き続き関係市町村と連携し、離島患者等の負担軽減を図ってまいります。

65ページをお願いします。

11について、県では、離島の医療提供体制を確保するため、医師の養成、

代診医派遣、離島住民の島外通院費用の助成など、各種支援を行っております。また、離島・僻地における安定的な医療の提供を図るため、僻地診療所の運営や医師住宅等を含む施設整備、医療機器購入に対し、支援を行っております。

県としては、引き続き離島地域における持続可能な医療提供体制の確保・充実に努めてまいります。

12について、県では、高齢者が住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことを可能とする地域密着型の施設整備を促進しており、与那国町が計画する生活支援ハウスの整備を支援するため、令和８年度当初予算で補助金を計上しております。

引き続き与那国町と連携を図るとともに、離島地域の高齢者福祉の充実に向けて、地域の実情やニーズの把握に努めてまいります。

以上で、保健医療介護部関係の請願・陳情に係る説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　保健医療介護部長の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　27ページの令和７年第75号。

中部地区の医療提供体制に関するものなんですけれども、陳情の処理方針が変わったことは非常に前向きに受け止めております。変更になった処理方針の下段の部分で、現在、情報収集・整理を行っているところであり、今後協議を行ってというようなのがあるんですけれども、このおおよその期間とかというのは、どれくらいそれに時間がかかるとかというところは、現時点で分かりますか。

○當間隆治医療政策課長　今現在ですね、昨年度行った協議会の中で、琉球大学の移転の影響というのを情報収集してまして、市町村ごとの患者数というのは入手しております。

それから、ＤＰＣデータといって患者がどれぐらい入院しているのかとか、どういった疾患で通っているのかというのも、今入手しているところなんですけれども、ちょっと時間かかりそうです。今年度中にはどうにかしたいなと思っているところです。

以上です。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

必要な調査をしっかり行うことが重要なので、すぐにやってくれというようなつもりではないんですが、やはり地域のほうからもいろんな要望が出ていますし、またその要望に応えるために、もし前に進められるのであれば、前に進めるためにやらなければならないことというのも非常に多くありますので、ぜひ、調査と情報収集等ですね、できるだけ早めにお願いしたいと思います。

基本的に、地域からの要望も現時点では変化はありませんから、まずは、この状況の確認を待ってですね、今後の議論をしっかりやっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

もう一点、新規の陳情57ページ。

令和８年第32号に関連してという形になるかと思うんですけれども、これだけではなくて、この地域医療、特に離島の部分で医師確保というのは、非常に沖縄県にとって、離島県ですから、重要な課題という形になっているんですけれども、処理方針いろいろ見ていて一点だけ気になるところがあって、そこを確認したいんですけれども、処理方針の58ページにあります。

琉大の地域枠運営に関する話、自治医科大の部分ももちろんあるんですけれども、地域枠卒業医師の僻地医療機関での勤務の義務づけというところがあるんですけれども、昨今、いわゆる自治医科大の裁判と言われているものがあって、返還の是非を問う裁判が今行われているんですが、一応義務づけにはなっているというのは理解はできるんですけれども、こういった裁判も起きている中で、裁判の結審がどうなるかというのは、まだ分からないところではあるんですけれども、それの影響というのを事前に考えておくのも、もしかしたら必要な――今まで当たり前に卒業して、地域でしっかり貢献をしていただくというのが当たり前だったところに、今疑問符がついているという状況ですから、その影響を事前に考えておくのも一つ大切なことかなと思うんですけれども、これなかなか答弁するのは難しいと思うんですが、部長、見解をお聞かせください。

○諸見里真保健医療介護部長　お答えいたします。

実はこの自治医科大の義務づけについては、制度をつくるときからいろいろあって、県内では自治医科大から100何名か卒業しておりますけれども、幸か不幸か、他県に比べて非常に使命感を持った医師を、毎年２名から３名送っていますので、そういうふうに帰ってきて、たしか、医療政策課長からお答えし

てもらいますけど、恐らく離脱したのはほとんどなかったと思います。ほかの県では、実は、当時から離脱して、今言ったように裁判の問題が出てくるだろうというのは言われておりました。

実際今、それが起こりつつありますので、この辺は注視しつつ、大切なのは、当然2300万を修学資金で６年間貸して、それを元に９年間、そのうちの半分の４年間を離島で、実はそれが離島の確保する一番の大きなポイントです。これは自治医科大と地域枠もその仕組みをまねていますので、それで今後、十分、数的にはいけるだろうということで、今整理してきています。

ただ、今一方で、裁判の部分で義務づけの部分は、今後注視して、それについて対応というのは、しっかり考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員　沖縄の離島医療の前提が、もしかしたらちょっと揺らぐような可能性がある裁判にもなっていますので、私も注視をしているんですけれども、今、部長の答弁にあったように、沖縄はまだ、ちゃんと勤め上げていただく方々ばかりという話もありました。

この裁判の争点になっている件が、労働条件とか、過度な拘束というところが、一つ提訴に至った背景にあるというふうに説明もされております。ですから、義務があるから働いてくれというだけじゃなくてですね、環境整備とかというのも、しっかり丁寧にやっていくことで、納得して働いていただけるという環境を、今後より一層丁寧に構築をしていくのが重要なのかなというふうにも考えています。

離島の勤務というのは、私は離島に勤務したことがないですから、どういったものがあるかというところは想像できない部分もあるんですけれども、ぜひ経験者の意見等も参考にしながら、安心・安全に働いていただくというだけではなくて、やはり条件も含めた、勤務体制も全部ひっくるめて、勤め上げましたという形で、次のキャリアに向かっていっていただけるというような環境を、ぜひ、沖縄県内では整備をしていただきたいと考えておりますので、これも答弁いただけますか。

お願いします。

○諸見里真保健医療介護部長　離島医療提供体制を確保する考え方を少し述べさせていただきますけど、基本的にはまず、八重山、宮古、北部もそうですけど、まずその中核となる県立病院をしっかりそこを整える。それに対する支援

をしていく、小規模離島、これ16県立あります。町村立が４つあります。

そこについても診療所、そこについてはまず医師確保、後は施設整備、あと医師住宅も含めてですね、運営費、そういうのを県として支援していく。

あとは、先ほど言ったように、１人で365日24時間、島から出れない。この環境とか非常に苛酷です。これまでは使命感でできてきましたけれども、おっしゃるように、医師の働き方改革でそれがなかなか難しくなってきている。それをどうするかというと、基本的に先ほど言ったように、環境整備、それが非常に重要になってきます。

ですから、１人体制のところに代診医も含めてですけど、そういう形で、島に出たり、休みが取れる環境をつくるとともに、今、今後非常に大切なのは、遠隔医療、これを非常に重要になってきます。これを、県としては大々的にというか、実証ですけど、ぜひ令和９年度以降は、本格的にこれを導入することで、恐らくその１人で頑張っている診療所のドクターたちを、軽減できる形になるのではないかなというふうに考えています。

それが行く行くは、先ほど自治医科大の裁判とかに行かずに、十分そこで使命感を持って働けるという環境がつくれるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員　要望しようと思ったことも全部答弁でおっしゃっていただきましたので、裁判も実際起こっていますから、一概に言い切れないところあるんですけれども、我が沖縄ではしっかりと離島医療がいい形で進んでいけるように、周辺整備も含めて、御対応をお願いして私の質疑終わります。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　一点だけですね、64ページ、陳情第47号の３なんですが、離島・過疎地域に関する要望事項の中の12、65ページ。

与那国町においての内容ですけれども、処理方針に出てくる生活支援ハウスについて、ちょっと概要を御説明お願いできますか。

○喜瀬達也高齢者介護課長　生活支援ハウスとは、介護保険を活用した施設ではございませんけれども、自治体が運営する生活支援を中心とした小規模の住居になります。日常生活の支援や見守り、そして軽い介助を行うが、医療、介

護度は低めの高齢者向けの福祉施設となっています。
　以上です。

○米須清一郎委員　それで、もともとの陳情のきっかけになっている特養老人ホームが閉まってしまうということで、そこに入っている方々がこの生活支援ハウスに移行するということになるんでしょうか。

○喜瀬達也高齢者介護課長　もともと入っていた方は３名おりましたけれども、この方々は、令和６年10月末までに島外の施設に入所しております。新しい施設には、また別途新しいニーズに対応するという予定でございます。
　以上です。

○米須清一郎委員　一人一人見たときに、現にいらっしゃる方を見たときには、閉まってしまう施設から既に別のところに、島外にということで、移動されているということですけれども、機能として、特養老人ホームに、先ほどの御説明で、新しい生活支援ハウスは、ちょっと対象が違うようなものですけれども、陳情には応えるようなことになるわけですかね。それがまた、地元との調整も含めて、解決するというか、応える形になるんでしょうか。

○喜瀬達也高齢者介護課長　６月４日に現地を訪れて現場を確認しました。また、役場の担当課長とも意見交換をしてまいりました。生活支援ハウスを整備するというのは、この役場の意向です。特別養護老人ホームを整備するとなると、やはり、現在の与那国では、人員体制を確保することが不可能であるということで、人員基準が比較的緩い生活支援ハウスを整備することで、今、現にお困りの人たちを支えられるような仕組みを構築しようという趣旨でございます。
　以上です。

○米須清一郎委員　最後になりますけど、生活支援ハウスが地元与那国町の意向もあってこれから造るんですかね。造って、自治体運営としてやっていくことに対する整備に対する補助、県として予算化しているということですけれども、その基となる特養施設は今後は難しい。じゃ、そこに入ったほうがいい、特養施設に入るような対象者が出てきたときにどうなるかという課題は引き続き残るということにもなると思うんですけれども、現状としては、地域の与那国町の課題に対応しているという、もう一度最後に、現時点の、陳情に対して

は応えられている、地元調整含めて、応えているという再度の理解でよろしいですか。

○喜瀬達也高齢者介護課長　今、質問の中に幾つかの要素がありましたので、一つ一つお話ししますと、まず、新たに施設を整備するのではないということですね。もともとあった特養のこの施設が残っていますので、それを生活支援ハウスとして改修するための工事を、役場が予定して予算化していて、それに対して、今回県も今年度当初予算で補助をするという準備が整っています。当然役場と調整しながら進めてきた案件です。

もう一つですが、先ほど御案内したように、生活支援ハウスは、基本的には介護を想定しないような施設ではあるんですけれども、実際に今入居を想定しているのは、介護を必要としている方々の入居を想定はしています。このような方々が現にいらっしゃるんですが、現状在宅で訪問介護等を受けていらっしゃる。その方々を、施設でより安心して生活できるようにしようというようなことで、役場ともそういう内容については、調整をして進めさせていただいているところです。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

24ページの令和７年第71号の３離島・過疎地域振興に関する要望事項なんですけれども、この25ページの７ですね。

先ほど部長から答弁がありました離島・僻地医療についての件なんですけれども、処理方針が変更されていて、遠隔医療導入検討ワーキンググループが設置されたということで、多分、新年度予算で、離島・へき地診療所遠隔医療実証事業で約3000万の計上があったと思うんですけれども、多分これのことじゃないかなと推測するんですが、これの流れですね。例えば、１町１村でやっているのか、各僻地で、診療所においてそういった実証をしているのか、この流れをお聞かせください。

○當間隆治医療政策課長　今委員のおっしゃった事業で、遠隔医療を進めていくという形になっております。

中身のほうなんですけれども、今年度実証で予定しているのは、県立の離島

の診療所のほうをやっていこうというところで、診療科としては、皮膚科・眼科・精神科、この３つをちょっとできないかなというところで、今事業者と調整をしているところになります。場所と支援する側の県立病院、そちらのほうと調整が整い次第、通信機器等々そろえてやっていこうというふうに考えているところです。

以上です。

○新垣善之委員　一般質問で呉屋議員が話されていたことですね。４つの診療科でということで。

流れですよ、遠隔で医師が診察して処方を出す。その後の薬の処方、薬局へ行って、薬剤師がいて処方してもらうんですけれども、島にはそういった薬剤師・看護師も配置されるのかというところも、ちょっとお聞かせください。

○當間隆治医療政策課長　今回実証で行うのは、ある程度定期的に投薬が必要とか、一定程度落ち着いている方を対象にやろうというふうに考えているところです。

委員おっしゃるように、離島については、薬局がないところもありますけれども、どういった形で、オンラインで服薬指導ができるのか、それから配送方法、どれぐらい費用がかかるのかとか、そういったのを実証して、課題を整理していって、将来の実装につなげていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○新垣善之委員　できれば、今年１年実証を積み上げて、できれば小児医療まで、子どもたち感染症だったりいろんな、小さい頃は持ちますので、そういったところをやれば、宮古だったかどっかも小児医師が不足しているということなので、本当にしっかり頑張っていただければなと思います。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員　一つだけ、新規のもので聞きたいなと思っておりまして、61ページですね。ＯＴＣ類似薬の件ですけれども、第38号ですね。

これなんですが、いわゆる市販薬と同じ成分の類似品と言われるものが、い

わゆる保険対象外になるということなんですよね。

これ、2026年の骨太方針に明記されているとなっているんですけれども、これいつから実際そうなるのか分かりますか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

法律が改正されまして、一部特別な料金を徴収するというふうに見直しをするということが決まっているわけですが、具体的に何を対象とするのか、すみ分けをするのか、あるいはその中で別途の負担を求めないもの、例外となる方の特定をするという作業を国のほうで今進められてまして、その作業が６月始まったばかりです。

夏場までに中間の整理をしまして、年内にまとめるということなんですが、法律の中では公布の日から１年以内、公布が今年の６月５日でしたから１年以内に施行するとされていますけれども、今、厚生労働省の案では、令和９年３月を想定しているというふうにされています。

以上です。

○山里将雄委員　もうすぐなんですね。これ、実際国が言っている目的といいますか、何のためにやるという。

○松元直史国民健康保険課長　今回の見直しの趣旨、２つございまして、まず医療用医薬品の給付を受ける患者の方とＯＴＣ医薬品で対応している患者の方の公平性を確保するということと、もう一つ、現役世代の保険料負担の軽減、これを図るために今回見直しを行うものとされております。

以上です。

○山里将雄委員　公平性の確保というのであれば、実際に医者が処方する薬であれば、逆に市販の医薬品も同じように保険対象にすべきだと私は思うんですけど、どうもその辺が納得いかないというか矛盾しているような気がしますけれども。

この陳情者は、アレルギー性鼻炎とかが31倍とか、去たん薬42倍とか、とんでもないような値段になるようなことを書いてあるんですけれども、そういう実態を、県としてそういうことは認識しているんですか。それぐらい実際にあるだろうというふうに認識しているんですかね。

○松元直史国民健康保険課長　国の示した資料で恐縮なんですが、厚生労働省

の試算によりますと、今回の制度見直しの対象となる医療用医薬品について、３割負担とする場合ですけれども、国の試算ですと、患者負担を約1.6倍を見込んでいるというふうにされています。

30倍、40倍の根拠というのがちょっと確認はできないんですけれども、今手元にある資料の中では、例えば国が示した資料の中で解熱鎮痛薬ですと、見直し前で45円――これ薬価料ですね。見直し後で72円というふうに一つ一つ示されてまして、これを単純に割合で割り戻すと、それぞれ約1.6倍が見込まれているというふうに、資料から見て取れるということでございます。

○山里将雄委員　分かりました。

いずれにしてもそういう状況、かなりの負担が増えるということは起こるわけですね、近いうちに。こういうことまだ認識していない方々もたくさんいらっしゃると思うんですよね。実際に患者さんの中にはですね。

62ページの皆さんの処理方針なんですけど、読んでみるととっても消極的といいますか、国任せといいますか、そんな印象があるんですよね。これ実際にかなり影響があるんじゃないかなと思っていて、ここに書いてあるとおり、低所得者層や持病を持つ県民が、受診を控えるようなことも起こってしまうんじゃないかという、そういう懸念もあるわけですよね。

だったら県として、ただ国任せではなくて、独自の何らかの対処といいますか、対策も必要になってくるんじゃないかと思うんですよね。まずはそういった状況を調査するとか、実際どういうふうになるのか、それに基づいて何らかの対応をするとか、そういう計画といいますか、お考えは今お持ちなんですか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、５月に法改正がなされまして、この見直しというのは方向性も決められているものですから、県としましては、まず、制度設計者であります国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、特に十分に配慮すべきところで配慮していただくというような制度の検討の在り方などを、これは全国知事会を通して今後要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山里将雄委員　要望もいいですけれども、やはり何らかの対応を県としてやらなきゃいけないんじゃないかなと思ったりします。ここにも皆さん書いてあ

りますけれども、過度な負担や急激な変化が生じないようにと書いていますけど、絶対急激な変化になるわけですよ、県民にとってはね。

やはりそこは県として、令和９年３月といいますと、まだ少し先ではあるんですけれども、ぜひその辺、そのときまでに、対応といいますか、県民に大きく負担にならないように、あるいはしっかりと周知させるように、対応・対策をしてもらいたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員　ありがとうございます。

19ページ、第170号私宅監置に係る陳情ですけれども、この陳情出されて２年になります。

その間に、３回面談を遺族・所有者の方と行ったということで、まずは感謝申し上げたいと思います。遺族の方、あるいは所有者の方ですよね。保存について拒否するという、その御意向というのはもう十分に理解できることでして、本来ならば被害者なんですよね。御家族も御遺族も。

しかしながら、直接的に県の指導、国の指導によって、私宅監置せざるを得なかった。公的な支援の設備がなかったことで、そうせざるを得なかったという中で、加害者と思わせてしまっているような状況が、やはり問題の深刻さを表している大きな課題の一つとして、全国的なこれ問題ではあったんですけれども、最終的には、この沖縄の北部に１か所だけ今残っているという状況がある中で、まずは、３回御遺族とお話をされたということについては評価をし、陳情者とも意見交換を行ったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○木村太一地域保健課長　陳情者とは直接意見交換していないんですけれども、御意見を付した文書等を出されたり、後は説明に来られたりというのが過去にあったので、意見は聞いているところでございます。

○平良識子委員　ありがとうございます。

また、２番目の処理方針の中で追加されたこととして、有識者等との意見交換を実施しており、引き続き情報収集、関係機関との意見交換を行いということで、検証・検討していきたいということなんですけれども、有識者等との意見交換については、情報提供できる範囲内で構わないんですけれども、どのよ

うな意見があったのか教えていただけますか。

○木村太一地域保健課長　遺族の方と面談する前に、有識者の方１名と意見交換をしたところ、やはりおっしゃるとおりで、御家族の方に配慮が必要だということと、あと遺構に関しては、保存するということは重要なことだという御意見を伺って、それを踏まえて、その後、御家族の方２回、直近でいうと２月にお会いしたという形になっておりますが、今のところ御家族の方の御意向としては、やはり、保存についてはちょっと厳しいというような御意見をいただいているという状況であります。

○平良識子委員　引き続きどのような保存の在り方ができるのか、可能性を探っていただきたい、模索していただきたいなと、検討していただきたいなと思います。これは、要望にとどめさせていただきます。

次に、65ページの第47号の３。

11番目なんですけれども、与那国町立診療所運営について、まずは改めて継続に至ったということにほっとしつつ、それまでの県の取組も感謝したいと思います。

この中で、とりわけこの与那国町立診療所の医師住宅の劣悪さというのが指摘されて、声があるのを聞いておりますので、それについてやはり県として、支援するべきじゃないかということを、前の審査でも言ったような気もしますけれども、この施設整備の支援についてということも行っておりますということもあるんですが、具体的に、医師住宅の施設整備の支援については、どう対応しているのか伺います。

○當間隆治医療政策課長　医師住宅については、厚労省の補助金がございまして、僻地診療所施設整備補助事業というのがあるんですが、与那国町の場合は、それよりも、内閣府のほうで一括計上している、沖縄離島活性化推進事業という別の補助率の高い事業を使って整備しているという形になっております。

令和８年１月に入札を終えて、今整備しているところというふうに聞いております。

○平良識子委員　これは県の支援は何らなくて、内閣府の予算で、この与那国町のこの医師住宅の更新というか、建て替えをしているということでよろしいんですか。

○當間隆治医療政策課長　こちらのほうについては、やはり与那国町の財政的な負担が少ない形がいいというところで、私どもも厚労省の補助金があったんですけれども、それよりも、町の負担が少なく済むというところで、内閣府ともお話しして、そちらのほうで活用していただいたという形になります。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございます。

終わります。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　幾つか聞かせてください。

まず、53ページ、令和８年第８号の継続陳情ですね、地域の医師不足解消を求める陳情ということで、医師偏在指数の課題になっています。

県のほうも、国に医師偏在指数については見直しを要望しているかと思いますが、今年度はどういうふうに取り組んでいくのかお聞かせください。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　委員のおっしゃるとおり、医師偏在指数によりますと、沖縄県は医師多数都道府県となっております。そのために、臨床研修の募集定員の減少、医学部地域枠の配分について、医師多数県については一定の削減というのがございました。

しかしながら、国に対し継続的に要請を重ねた結果、琉球大学医学部の臨時定員配分や臨床研修医の算定において、本県の地理的特殊性が一定程度考慮されたことになりました。

今年度においてなんですけれども、４月24日、医師確保ということで厚生労働省に伺いまして、要請させていただきました。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございます。

今、少し答弁で触れていただいたんですけれども、57ページの陳情の２の記事項の回答、処理方針のところで、琉大の医学部の地域枠が医師偏在指数に基づいて決められるということで、やはりここことの連動が課題だなと思っています。

これですね、今の医師偏在指数の決め方である限り、毎年こうやって要望しないと、なかなか沖縄に合った運用はされないということになるんでしょうか。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　お答えします。

これまでの流れからいきますと、そういうふうに医師多数県についてちょっと厳しい取扱いになりそうなので、私どもはしっかりと国に対して要請を行っていきたいと思っております。

以上です。

○喜友名智子委員　これぜひ頑張っていただきたいことなんですけれども、やはり医師の偏在指数で、沖縄が医師多数県と判断される状況というのが、決め方のロジックはどうしても不十分なところがあるはずなんですよね。

特に、これだけ県が診療所の面倒を直接見ているというところは、全国に比較しても沖縄県すごく頑張っていると思うんです。ほかのところでは、基礎自治体が自分たちで運営をしているというところを、県が直接診療所見ているというところは、医師偏在指数の計算のロジックに入れてほしいと思うんですね。

この辺りの議論というのは、厚労省と何かやりとりしている部分はありますか。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　その算定については、医師多数県という扱いについては、少し見直して考えてほしいということで、地理的特殊性も含めて、離島県ですので、その辺踏まえての算定の考え方については、もう少し考えていただきたいということで要望させていただいております。

○喜友名智子委員　地理的状況というと、恐らくほかの島嶼を抱える都道府県も、同じような要望をしていると思います。

これ、全国知事会通じても恐らく要請したりしていますよね。そうすると、地理的状況だけだと、どうしてもロジックが弱いということになるかと思います。先ほど申し上げた、沖縄県が診療所を直接見ているんだというところも、ぜひ国のほうには事情をしっかりと伝えて、この辺りも医師偏在指数のところに反映をしていただくように、今年度もぜひ頑張ってください。要望です。

次、30ページ、あはき・柔整広告ガイドラインの件なんですけれども、昨

年のちょうど５月ぐらいに陳情が上がってきて、今どうなっているかなという現状確認で質疑をさせてください。
　処理方針では、保健所で必要な指導を行っているとありますけれども、これまで、保健所が指導した件数は、今分かりますか。

○當間隆治医療政策課長　昨年度、あはき・柔道整復師、それぞれ指導が合計で44件ございました。そのうち、この陳情にございます広告指導に係る指導というのは、14件になります。
　以上です。

○喜友名智子委員　ちょっとまだ続きそうですね、この件。

○當間隆治医療政策課長　この厚生労働省が策定した、あはき・柔整広告ガイドラインというのがございまして、これに若干抵触するような広告の仕方をするような施術所もございますので、適切に指導していきたいというふうに思います。
　以上です。

○喜友名智子委員　ちょっと広告が実態と違うよという部分であれば、消費者センターにも相談があるんじゃないかなと思うんですけれども、消費者センターと何か連携されたりしていますか。

○當間隆治医療政策課長　消費者センターとの状況は、伺ったことはないです。
　以上です。

○喜友名智子委員　分かりました。
　一応窓口が医療政策課ということで、きちんと数字まで把握しているということで理解をいたしました。
　次、７ページ、８ページの助産師の専攻科を県立看護大学に設置してほしいという陳情なんですけれども、処理方針を見ると、難しいですという結論で理解をしております。
　ちょっと専門的な陳情で、私も理解を深めるために改めて確認をしたいんですけれども、看護大学に助産師の専攻科を設置するというところで、もし設置した場合の課題というのを、処理方針以上に分かりやすく説明していただけな

いかなと思っています。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監　お答えいたします。

今現在、沖縄県立看護大学のほうに設置されております別科助産専攻のほうでは、20名の養成を行っております。

これが専攻科になった場合には、大学を卒業した後の学生が、この助産専攻のほうに進学をして資格を得るという形になるので、どうしても定員数が少なくなるという可能性があります。

あと、今県内に養成校が５校あるんですけれども、看護資格を得た上で助産師の資格を取りたいというふうになったときに、専攻科となると、大学卒業の資格を得ないと専攻科に進学できない――看護学生が看護師資格を得た後に助産師の免許を取るといったときに、進学の道が少し閉ざされる、難しくなるというような状況があります。

○喜友名智子委員　陳情の要旨を見ると、新カリキュラムだと、この助産師養成が難しくなるという記載があるんですけれども、実際、制度が変更されて以降、このような問題は何か発生していますか。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監　大学の４年間において、看護師資格と助産師資格を同時に得るといった場合に、４年間で実施をするカリキュラムだとか、あとは実習の期間だとかというのが定められたカリキュラムを修めないと、国家試験を受ける資格が得られないということがあるので、その４年間でそれをやるのが、学生に対してもちょっと負担が大きくなっているということもあります。

以上です。

○喜友名智子委員　そうすると、看護師の資格と助産師の資格を両方取りたいという場合には、むしろ大学に来ないで、そのまま専門学校で資格を取ったほうが、すぐ現場に入れるという考え方になるんですかね、実態として。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監　２つ方法がありまして、専門学校の３年課程を卒業して、看護資格を得た上で別科助産学に１年。そして、４年間で看護師資格と助産師資格を得るという方法が一つあります。

それと、大学のほうで４年間卒業した後に、また別科に進んで１年間修学をして、５年で看護師資格と助産師資格を得るという方法があります。

以上です。

○喜友名智子委員　分かりました。

少子化の中で、こういう出産それから助産に関わる人材を育成するというのは、特に離島では、出産にまつわる課題はまだまだ多いので、できれば助産師資格を取る方というのも、増えてほしいなと思っています。

ただ、制度が変更して、それが難しくなりそうだという陳情が出てきている中で、カリキュラムによる変更があったとしても、県の助産師育成には、少なくとも養成人数には影響がないということ、この部分だけ確認をしたいんですけれども、そこは影響がないという理解でいいですか。現時点で構いません。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監　今の現行の制度であれば、助産師養成の確保については、問題がないというふうに考えております。

○喜友名智子委員　以上です。

ありがとうございました。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　25ページ、令和７年第71号の３、記事項の５ですけれども、島外への通院治療、離島患者への通院費等の助成対象拡充について、結構今年度も拡充されているとは思っているんですけれども、適宜見直しを行ってきたと。今年度、文字としてはあるんですが、助成対象者の拡充と宿泊費基準額の引上げ、付添人の要件緩和とありますが、数字で、金額で答えてもらえますか。

○當間隆治医療政策課長　今年度拡充した内容についてなんですが、宿泊費の基準額につきましては、5000円から7000円に上げております。

それから、補助対象者の拡充につきましては、新たに一般不妊治療を受ける夫婦、それから不育治療検査を受ける夫婦、それから、未熟児及びその親権を行う者を追加しております。

それから３つ目、付添人の拡充につきましては、これまで親権者とか配偶者等の条件をつけていたんですけれども、これを廃止して、近所の世話をしている方とかもできるようにしたというのと、あと、18歳未満の患者について

は、付添人の上限の数を１名から２名に増やしたという拡充を行っております。

以上です。

○西銘純恵委員　本当にこの離島の皆さんの支援というのは、県、細かく丁寧にやっていると思うんですね。離島で若年層がちゃんと子育てをして、定着をしていくというのが、離島の人口減少に一番歯止めをかけると思うんですよ。そして、この拡充された３つについては、とてもそこに目を向けたものではあるんじゃないかなと思って、私これ評価したいと思います。

さらに離島の皆さん、病名というのかな、治療する中身にも地域によってもいろいろ出てくるかと思います。ぜひ、対象の見直し、そこはやっていただきたいと思います。

55ページ、令和８年第28号、新規ですが、記事項２と３です。

２について、琉大医学部の地域枠を卒業した医師が、専門研修修了して、離島・僻地での勤務に従事しているとあるんですけれども、これまでの延べ人数と、そのまま離島で勤務し続けてはないわけですよね。その後、期間が満了して、どこに皆さん行っているのか、そのまま県立に仕事として勤務しているのかというところをお尋ねします。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　地域枠の卒業生のことでよろしいでしょうか。

卒業生におきましては、現在165人になっております。

その勤務実績、令和８年度の見込みでお話しさせていただきますと、延べ人数については、168人になります。実数というんでしょうか、採用されているという形においては、67人ということになります。

以上です。

○西銘純恵委員　165人卒業して、令和８年時点で、実数として残っているのが67人ということなのか。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　委員がおっしゃっていました、継続して含めていらっしゃいますし、例えば半年、または１年で動いて、また次のところへ行かれるという方も含める形で整理しますと、延べ人数として168人という形になります。

以上です。

○西銘純恵委員　離島・僻地は、期間、何か年。先ほどの答弁で、４年間と耳にしたんですよね。４年間を離島で頑張って、その後も県立で、そのまま本島内の県立に勤務しているのかどうかというところをお尋ねしたつもりなんですよ。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　履行期間を過ぎた後のということで、失礼しました。

すみません。私ども手元にその数字は持ち合わせていなくて、感覚からしたら、そのまま継続されている方もいらっしゃると思います。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から、正式な数字等があれば西銘委員に提出するようにとの提案があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　やはり定着してほしいと思って地域枠をやっているはずなのよね。だから、それが県立に残らないで、もし民間に行くほうが多いということであれば、県立病院の働く環境が頑張れないということに評価されるのかなというような危惧をするわけですよね。

だからそこは、しっかり県立で定着をできているかどうかの追跡調査をやってほしいと思うんですよね。

○諸見里真保健医療介護部長　地域枠は、令和元年から初代が勤務を始めているわけですね。９年義務がありますので、まだその義務を果たして現場出ていくというのはないわけですよ。

ただ、委員がおっしゃるように、非常に重要なところだと思います。自治医科大もそうですけれども、当然９年の義務を履行したら、そのまま県外に帰ってしまうというのではまずいわけですよね。ですから、基本的にはその義務を履行した後も引き続き沖縄県内で勤務をしていただく。

ただ、委員おっしゃったように、県立病院で全てということは定数がございますので、当然その全てを吸収するのは難しいかもしれませんが、基本的には

県内で民間も含め、当然琉大も含め、残っていただく、そういう努力をしていくのが大切、今後重要だと思っています。

以上です。

○西銘純恵委員　よく理解できました。ぜひ県内でというところが、確かに課題ですね、重要ですね。頑張ってください。

記事項３ね。

具体的な離島医療を支援するために、支えるために、たくさんのメニュー頑張っています。この処理方針の中の、具体的にはという部分で、医師の休暇取得や研修参加を支援する代診医の派遣、これが実績どうなのか、その次に書かれているものの実績、それぞれをお尋ねします。

○上原浩医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　代診医の実績のほうからお話しさせていただきます。

県立診療所に対し、県立病院からの派遣も含めてお答えさせていただきます。

令和７年度においては、1241日となっております。

以上です。

○當間隆治医療政策課長　２つ目の医師住宅及び診療所等の施設整備の実績のほうをお答えします。

施設整備のほう、こちら、現在、南大東村の歯科診療所の整備に対して支援を行っているものがございまして、令和６年度から令和８年度の予定としまして合計１億余り、１億921万円の支援を実施しております。

それ以外、施設整備以外にも設備の補助というのがございまして、こちらのほうが、令和８年度の計画としまして、繰越分も含めまして、５町村７か所に対しまして、2815万円を今年度予定しているという内容になります。

以上です。

○河野百合子保健医療総務課看護専門監　離島診療所代替看護師支援事業の実績についてお答えいたします。

令和７年度、代替看護師３名を16か所の県立離島診療所のほうに代替看護師として派遣しております。派遣日数は455日となっております。

以上です。

○津波昭史薬務生活衛生課薬務専門監　私のほうからは、その次のＵＩターンの就職説明会の実績と奨学金返還額の一部助成に関する実績のほうを説明したいと思います。

まず、薬剤師ＵＩターン就職説明会の実績としましては、平成30年度から令和７年度までの８年間で、28回行っております。

また、奨学金返還額の一部助成の実績としましては、平成30年度から令和７年度までの８年間で、161名の薬剤師に支援を行っております。そのうち、宮古・八重山に勤務の方は、７名となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　離島診療所を含めて、常勤でやっている医師、看護師、コメディカル、薬剤師の皆さんが、本当に365日、ずっとそこにつきっきりというと、荷が重いというところを、やはりそれを継続させる取組というので、今、数字的なものを聞きましたけど、看護師３名を16か所に送れたというのは、とても大きいと思うんですよ。数字が小さいように見えるけれども、やはりそこで頑張っている皆さんが、ちゃんと代替というのが来れば、また元気で働けるというそんな制度ですから、そこをもっと拡充していけるように、本務も増やさないと多分回せないと思いますので、丁寧に。ほかの都道府県やっていますかねと、本当に言いたいんですよ。沖縄県のそういう地域の実情に合わせて、県政が取り組んでいるというのは、私は誇るべきだなと思います。ぜひそれを継続拡充してもらいたいと思います。

令和８年第47号の３、64ページ。

先ほど離島の患者の負担軽減のところでも聞けばよかったかなと思うんですけど、これ与那国のほうから石垣に通院をするとか、与那国から直接本島に通院するとかありますよね。そういう支援については、やはり金額が違うんじゃないかなと思っているんですが、そこはどうですか。離島から離島に。

○當間隆治医療政策課長　今おっしゃった与那国から石垣、あるいは与那国から那覇に来る場合ですね、これ定額で定められているのは宿泊費のみになっておりまして、航空運賃等につきましては、補助率10分の９という形でしていますので、その補助率でやっているという形になります。

以上です。

○西銘純恵委員　財源は何でしょうか。

○當間隆治医療政策課長　ソフト交付金のほうを使っております。
以上です。

○西銘純恵委員　10分の９の渡航費負担というのは、本当に安心して、必要な医療を受けたいときに行けるということになりますので、ソフト交付金の使い勝手がいいというところが、そういうところに表れているのかなと感じました。
質疑以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
以上で、保健医療介護部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆様は大変御苦労さまでした。
15分間休憩いたします。

午後４時０分休憩
午後４時15分再開

○新垣新委員長　再開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。
次に、生活福祉部関係の陳情令和６年第72号の３外３件を議題といたします。
ただいまの陳情について、生活福祉部長の説明を求めます。
なお、継続の陳情については、前定例会における処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。
真鳥裕茂生活福祉部長。

○真鳥裕茂生活福祉部長　それでは、請願・陳情の処理方針について、お手元のタブレットに表示しております請願・陳情に関する説明資料で御説明いたします。
まず、２ページの請願・陳情一覧表を御覧ください。
継続の陳情が３件、新規の陳情が１件となっております。
継続の陳情３件のうち、２件につきましては、前定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただき、処理方針の内容に変更のある１件について御説明いたします。

なお、字句や時点の修正など、軽微な修正は説明を割愛させていただきます。

８ページを御覧ください。

令和７年第178号最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情の処理方針について、変更のある箇所を取り消し線と下線で示しております。

10ページをお願いします。

変更の理由については、障害者福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業について、令和８年度より、これまで補助金として支給していたものを給付金へ変更し、事業者の申請手続の簡素化を図ったことなどから、処理方針の一部を変更するものであります。

次に、新規の陳情１件について、処理方針を御説明いたします。

12ページを御覧ください。

陳情第37号防災や災害時、復興の対策・運営等に女性の参加を求める陳情について、処理方針を読み上げます。

13ページをお願いします。

１について、災害時における国や自治体による様々な支援は、居住実態に即し実施されております。引き続き支援が届きにくい方が生じないよう、生活実態等当事者の状況に応じた対応を行ってまいります。

２について、自然災害からの生活再建については、自助による取組が重要であるとともに、災害の規模や被災の程度によっては、公助として被災者生活再建支援法等による支援がなされる場合があります。本県においては、堅固な住家が多いことから、同法の適用とならない災害が多いことを踏まえ、県としては、様々な機会を捉えて国に対し制度の拡充を要望しているところです。行政やＮＰＯ、ボランティアなどの連携については、全国的に災害中間支援組織として多様な支援機関によるネットワークの構築がなされる中、本県においても、同組織の立ち上げに向けて民間団体と連携して取り組んでいるところであり、災害時には、行政、社会福祉協議会との連携により被災者支援を行うこととしております。

県としては、その構成団体に女性や多様性を持った当事者の参加を促し、より多様な視点に立った支援がなされるよう取り組んでまいります。

以上で、請願・陳情の処理方針について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　生活福祉部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。
新垣善之委員。

○新垣善之委員　３ページ、令和６年第72号の３、障害福祉サービスの件ですけれども、４ページの処理方針の下から２行目、令和７年８月29日、こども家庭庁及び厚労省へ要望したところですとありますけれども、この物価エネルギー高騰の中で、船賃だったり結構上がっていると思うんですけれども、そういった特別地域加算拡充の要望はどうなったか、お願いします。

○祝嶺浩之障害福祉課長　お答えいたします。
当該要請につきましては、陳情書に書かれているとおり、令和７年８月に要望したところではございますが、今年度におきましても、引き続きこの要望につきましては、まず、５月に行われた九州各県の主管課長会議において、引き続き要望することが合意なされたところです。また近々、主管部長会議がありますので、そちらにおいても、また引き続きそういった合意がなされれば、今年度もまた国のほうに要請してまいりたいと考えております。
以上です。

○新垣善之委員　各機関に要請・要望はやるんですけれども、その中で、障がい者の方々は事業支援を受けているわけで、県としても、何らかのそういった事業者の負担分を補助するような対応策はないんですか。

○祝嶺浩之障害福祉課長　直接離島に対する支援ということではございませんが、昨今の物価高騰が引き続いていること、それからまた、中東情勢の話もありましたので、我々としましても、５月に業界団体への実態調査を行いました。それを踏まえまして、まだ引き続き困難な状況が継続しているということもありましたので、まずは、令和７年度の２月補正で措置した支援の給付金を、なるべく早く届けるということに注力しております。それから、６月補正においても、追加の対策を今、予算要求させていただいているところです。引き続き取り組んでまいりたいと思います。
以上です。

○真鳥裕茂生活福祉部長　ありがとうございます。
今、課長のほうからも説明ありましたけど、補足しますと、そのほかに、今、税制と財政措置という形で要望を出しているんですが、県としましては、

離島の障害福祉サービスを推進するという観点から、小規模離島のほうに進出した法人の税の軽減措置を認めてくれという形で要望しているというところがございます。今後、いろいろまた議論を踏まえて、制度の改正に至るかどうかというのは、結果が出てくるとは思いますけれども、県としては、要望として出しているというところでございます。

○新垣善之委員　障害者福祉の向上に、またこれからもよろしくお願いします。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
　米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　新規の第37号です。12ページなんですが、災害時の対応としての陳情で、記の２に対しての県の処理方針の中に、災害中間支援組織というようなことでの説明があるんですけれども、それの構築に向けて、県として取り組んでいるところというような書き方なんですが、状況をちょっと御説明お願いしたいと思います。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。
　現在、県内の１法人のほうで、災害中間支援組織として立ち上げの準備を進めているところでございます。それに向けまして、会議等、令和７年度中に行いまして、そちらに県も参加しているところでございます。
　それから、内閣府のほうで、この中間支援組織のための支援事業のほうがございます。そちらのほうに応募して採択されたところでございますので、今年度中の立ち上げを目指して、法人のほうと併せて取り組んでいるところでございます。
　以上です。

○米須清一郎委員　県も参加し、内閣府の事業も使いながらというところですけれども、構成団体は、主にどういう団体が入っているんでしょうか。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。
　まず、中心になっている法人でございますけれども、一般社団法人災害プラットフォームおきなわというところが中心になって取り組んでいるところでございます。それから、加入する団体のほうは、決定ではなく検討している段

階ではございますけれども、１つが災害ＮＧＯ結さんですとか、公益社団法人日本青年会議所沖縄地区沖縄ブロック協議会など、現段階で７団体で検討しているというのを聞いております。

以上でございます。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

それで、陳情の内容は、当事者、多様性を持った当事者を、そういうネットワークに参加させることというようなことになっていて、そういう今御説明の新しい組織、ネットワークを構築する中で、陳情の内容も反映させていくようなネットワークができればいいのかなと思うんですけれども、地域のこと、市町村とかという、その地域で考えたときに、県としての大きなネットワークということは、この方針のとおりだと思うんですが、市町村向けにこういった話というのは、もともとあるんでしょうかね。県のほうから何かしら周知したり、国からガイドラインみたいのが出たりとか、それは各市町村にも、要するに、そういう当事者目線での災害時の対応ということを、もともと国なり県なりが周知しているということはないですかね。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。

現在、県内で取り組んでおります災害中間支援組織の立ち上げにつきましては、市町村のほうにも、説明会を通して情報提供はさせているところでございます。

以上です。

○米須清一郎委員　分かりました。

陳情はそういう陳情になっていますからね。ネットワークの形成でその中でというところなんで、県としてはこうやっていますということだと思うんですが、ちょっと陳情と違うのかもしれませんけれども、もともとある避難所の運営等の話の中で、困った現場の話はあるのかなと、声として、国なり県なりが方針を持ってそれを市町村に――避難所の運営は、地域になってきますよね。その運営の取扱いで、その背景として、多様性のある視点での運営ということだと思いますので、その辺が関連してあれば、もともとの御対応というのがあるのかどうか、必要だろうと思ってお聞きしているんですけれども。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。

被災者支援になりますので、被災自治体のほうがもちろん中心になってきま

すので、今この立ち上げに向けて、中間支援組織をまず立ち上げた後は、こちらの組織が中心となりまして、被災者支援を行いますＮＰＯ法人ですとか、それをまたつなぐ、行政と社会福祉協議会のつなぐ役割を、この中間支援組織のほうが担ってまいりますので、立ち上げながら、その立ち上げ後も――例えば、どういった支援が必要なのかというのを平時から把握して、そういった支援ができる団体のネットワークを構築していくことが大事だと考えておりますので、中間支援組織を立ち上げた後も、引き続き市町村と意見交換しながら、このネットワークを充実させていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いしますね。

８ページ、継続の令和７年178号、障害福祉サービスのところですけれども、令和９年に報酬改定が予定されているというのを前倒しできないかということで、実際はどうなっていますか、報酬改定。

○祝嶺浩之障害福祉課長　委員おっしゃるとおり、令和７年11月の全国知事会において、緊急的な財政支援を講じるとともに、報酬改定を前倒して実施すること等々を国に要請したところでございます。それを受けまして、令和８年６月に、新しい報酬改定が緊急的に示されたところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　具体的に、何がどうなる、どれだけ上乗せになるとかというのは、つかんでいらっしゃいますか。説明できたらお願いします。

○祝嶺浩之障害福祉課長　国は、今回、令和９年度の報酬改定を待たずに期中改定を実施したところです。概略で申し上げますが、今回は、特に職員の処遇改善に係る部分にスポットを当てた改定となっておりまして、福祉介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月１万円の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の職員を対象に、月3000円の上乗せ措置を実施するものとなっております。

ただ、月１万円というのは少し理論値でありますので、必ずしも１万円上がるという考え方ではないんですけれども、国のほうとしては、そういう計算で

今回の改定をしたというところになっております。
以上です。

○西銘純恵委員　６月に改定して、今の数字ですけど、実際、従事者に行き渡るというのかな、事業所に行き渡るのは何月頃になりますか。

○祝嶺浩之障害福祉課長　今回、この改定が６月に行われました。通常は、この事業所での実績が、２か月後に振り込まれるという認識ではあります。
今回の改定が、８月に振り込まれるかというのは少し確認させてもらいたいと思いますが、基本、報酬が変わっておりますので、それが届くのは、従来のサービスの負担金が支給されるこのタイミングでされます。
以上です。

○西銘純恵委員　この件は、障害事業者には、もう既に報酬改定があって、見通しとして８月以降には入るだろうとか、少し厳しいな、もう撤退しようかという、そういう状況にある皆さんが、踏みとどまって頑張れるようなスピード感がありますかね。

○祝嶺浩之障害福祉課長　今回、国のほうが期中改定ということで改正はされたんですが、それとは別に、令和７年11月に全国知事会を通じて緊急的な措置を講じてほしいというところで、国のほうにおいては、令和７年12月から令和８年５月までの６か月を対象とした処遇改善緊急加算の仕組みを制定したところです。
それを受けまして、沖縄県のほうでも、令和７年度の２月補正でこちらを計上しております。今、申請を受け付けまして、今後、この内容を審査しながら、給付に向けて努めてまいりたいと考えております。
また、この処遇改善とは別に、物価高騰の部分もなるべく早期に届くようにということで、今、課を挙げて取り組んでいるところです。
以上です。

○西銘純恵委員　２月補正、６月補正もありますかね。そして、障害の今２つの話をされましたけれども、総額でどれだけでしょうか。そして、申請は、受付は始まっているということでよろしいんですか。

○祝嶺浩之障害福祉課長　お答えいたします。

まず、金額ですけれども、令和７年度の２月補正におきまして、物価高騰対策で約７億円、処遇改善加算で約11億円の合計18億円を措置しております。今議会、令和８年の６月議会におきましても、追加の補正予算、物価高騰対策として約３億円の給付金を今、要求させていただいております。

この実施時期でございますが、まず令和７年度２月補正で予算計上した給付金につきましては、５月25日に申請受付を開始して、７月末まで今受け付けている途中でございます。審査完了したものから随時給付金の入金を始めているところですが、６月30日時点で154件、今振り込み済みとなっておりまして、昨年の補助金に比べたら、かなり早くお届けすることができていると考えております。

○西銘純恵委員　給付金の方法にしたということで、申請が簡易になったということで、５月25日から申請を受け付けて６月30日、一月で154件というのは、本当にスピード感がある県の取組だなと思っています。

これは金額的には、154件というのは、全部で21億全体の中のどれぐらいでしょうか。

○祝嶺浩之障害福祉課長　お答えします。

今回、この給付金については、７億円で計上したものになっておりまして、今、154件に対しまして、振り込み額はトータル約1950万円となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　額にすれば何か少ないような気がしますけれども、事業所、対象の154件というのは、割合はどれだけですか。

○祝嶺浩之障害福祉課長　こちらのほうで、事業所数は具体的に把握できるんですが、今回、各法人ごとへの支給になっております。この法人の具体的な数というのが、なかなか把握しにくいところでございますが、約1400から1500法人だと考えておりますので、おおむね１割ぐらいかと感じております。

以上です。

○西銘純恵委員　電子申請でしたかね。結局、一定の154件というのは、小規模で事務作業が難しいところが、申請できないということがあってはまずいと、私思っていますが、そこら辺の支援というのか、フォローというのか、手

続の援助というのか、そこは考えていますか。1500件ぐらいあるというのであれば、結構な作業になると思います。

○祝嶺浩之障害福祉課長　補足させていただきますが、今、実際に申請受付済みは、882件となっております。審査を終えて振り込めたのが、154件というところになってございますので、この申請のスピード感は、去年に比べても早いと感じています。

以上です。

○西銘純恵委員　待たれている支援ですから、スピード感を持って、５割近くもやっているのかなと思いますので、漏れがないようにということで、お願いして終わります。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　新規なんですが、先ほど米須委員がやりましたので、２点だけ。趣旨・要旨の部分に、当事者の意見・意思、反映されていないことが挙げられるということで、これ他府県のことの事案かなと思うんですが、同じようなことが県内であるのか、あったのかとか、何か報告があるのかについてお願いします。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。

沖縄県内の場合は、大規模災害が少ないということもございまして、あまりそういった声は聞いていないというところでございます。

以上です。

○比嘉忍委員　それでは、処理方針を踏まえてですね、部長。陳情が来ているんですけど、願意は満たされているというお考えなのかどうか。今回、この件ですね。

○真鳥裕茂生活福祉部長　お答えいたします。

実は、私は生活福祉部の前は、知事公室のほうで秘書防災統括監という形で、防災のほうも一応見ていたんですけれども、その当時もやはり、防災関係の県庁の課自体が男性の職場で、女性が本当に数名しかいない職場でございま

した。というのは、防災というのは、輪番制で24時間体制で勤務したりするものですから、その辺の配慮もあったと思うんですが、やはり、そういうところからまず見直したほうがいいんじゃないかと、女性の視点での対策がおろそかになるんじゃないかというような御意見もあって、今、結構女性が配置されていると思います。そういった形で、やはり防災関係というのは、女性に限らず、いろんな方々の視点を取り入れた形で対策するというのが、基本中の基本だと思っておりますので、そういった形で、今後も取り組んでいく必要があるのかなということで、感じているところでございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員　ありがとうございます。

８ページの第178号、障がいを持つ子どもたちに対する放課後等デイサービスですね。

とりわけ、先ほども質疑ありましたけれども、２番目なんですけれども、これ陳情者からも、前々からこの補助金の申請制度ではなくて、給付型にしてほしいという要望があって、それを対応してかなえていただいたことを感謝しております。ありがとうございます。

その中で、先ほど全体的な金額を述べられておりましたけれども、７億、11億、６月には３億、大型の予算を組んで給付したということなんですけれども、とりわけこの放デイについては、どうだったのか。全体的に沖縄県では700か所以上あると思いますけれども、そこに対しては幾ら予算措置をして、先ほど全体の法人の1400、1500か所とありますけれども、この放デイについてはどうなのか。深めさせて、質疑させていただきます。

○祝嶺浩之障害福祉課長　まず、給付金の部分ですが、やはり補助金だと、交付申請から始まって、交付決定、実績報告、それから最後に額の確定まで、そういった煩雑な作業がございました。今回、給付金にしたことで、おおむね定員数掛ける単価というようなところで支給ができるので、今こういった早期の支給に結びついていると思っております。

ただ、２月補正のこの高騰対策を今、まさに始めて支給しているばかりですので、なかなか、この154件のうちの例えば種別ごとで、今、放課後デイがどれぐらい入っているかとか、そういうのはまだ確認しきれていないところで、今、この委員会のために、慌てて154件だけを引っ張ってきたようなところで

ございます。
以上です。

○平良識子委員　やはり、放課後等デイサービスだけではないですけれども、全ての対象となる事業者に給付型になっていますから、これをしっかり全事業所に、法人に、受けていただけるような、改めて周知、このコールセンターとの取組もありますけれども、しっかり改めてやって、重ねてやっていただきたいなということを要望させていただきます。終わります。
ありがとうございます。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。
喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　お疲れさまです。
私は、１点だけですね。13ページ、陳情第37号、新規の部分なんですけれども、記事項の２のところなんですが、陳情者が恐らく問題意識として持っていることが、意思決定の場に女性やそれから性の多様性等々、当事者を参加させることというところで、意思決定の場というのが一つのキーワードなのかなと思っています。
処理方針見ますと、災害中間支援組織の構築を進めていただいていて、そこに当事者の方たちも参加していただくようにという県の方針は理解をしています。ただそれが、その場に参画をするフェーズと、そこで何かを決めるというときの意思決定の場に当事者を参加させてくれというのは、少し段階が違うのかなと思うんですね。県のほうは、先ほど部長が、どうしても災害現場はやはり男性が多いと、24時間対応だし、という部分もよくよく承知はしています。ただ、現場に24時間配置する中に、女性が何割とかそういうことも大事ではあると思うんですけれども、それはそれとして、この陳情者の意図は、意思決定の場にいますかというところだと思いますので、話合いの中に、まずは当事者がいること、もしくは当事者が意思決定の場に参加できない場合には、きちんと代弁できるような考えとか資質とか、そういった方を配置することというところがポイントなのかなと思っていますけれども、いかがですかね。ちょっと私はこう解釈しているんですけれども、県のほうはいかがですか。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。
今現在、今年度中に中間支援組織の立ち上げに取り組んでいる法人がござい

ますので、まず、そちらのネットワークに、そういった当事者団体が加入できないかというのを県としても呼びかけてまいりたいと考えております。被災者支援のほうが主になりますので、平時にどういったニーズがあるか、それからどういった団体が支援ができるかというのを検討していきまして、ネットワークを構築しておいて、その中になるべくいろんな団体、多様な意見ができるように、参画を検討してまいりたいと思います。

それから、災害が起きたときにいろんなニーズが出てまいりますので、そのときに漏れがないように声を聞いて、支援団体につなげられるように、ネットワークづくりと併せて、できれば災害時にどういった支援ができるかという訓練等も通して検討していく中で、少しずつ――今年度は立ち上げの準備をしているところでございますので、引き続き検討していって、そういった漏れがないように、団体に加入していただけるように、構築してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございます。

私もよく地域団体の、この災害系の――災害のときにはテントをこう建てましょうとか、実際学べるような、宿泊研修みたいなのに何回か行ったことがあるんですけれども、現場には比較的女性は目につくんですよね。運営側のほうにも参加者のほうにも。なので、女性の参加というのは、やはり一定程度進んでいると思います。ただ、私が参加しているのは那覇市が中心で、離島とか、ほかの過疎地域というところは、状況が恐らく違うんだろうなと思います。県が一声かけるだけでも、地域はこういうこと必要だねという認識が出てくると思いますので、そこはぜひ県のサポートをお願いできればと思います。

もう一点ですね、この陳情、記事項が３まであって、３のほうはこの１、２の内容をＤＥＩＧＯプランに載せてくださいという内容だったので――こども未来部でしたかね、女性力の課があるところ、ちょっと陳情が分割されているんです。この辺りは、ちゃんと連携取っているという認識で構わないですか。

○七條優子生活安全安心課長　お答えいたします。

３につきましても、担当課と連携して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員　ＤＥＩＧＯプランで見ると、防災についてもかなり今の段階の計画でも触れられていますので、それは踏襲をしていただきながら、意思

決定の場というところを意識した部分入れて、また更新をするというところをぜひ進めていただきたいと思います。部が変わる前は、部長も担当されていた課ですので、ぜひ横の連携も期待をしておりますが、何か意気込みがあればどうぞ。

○真鳥裕茂生活福祉部長　今の時代潮流の流れで、ダイバーシティー・インクルージョンという考え方は、本当に防災のところだけではなくて、全ての施策に関連するものだと思います。ですので、女性力・ダイバーシティ推進課、それからまた、知事公室も一緒になって連携しながら、そういう視点で対応してまいりたいと思っております。
　ありがとうございました。

○喜友名智子委員　ぜひよろしくお願いいたします。
　以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　質疑なしと認めます。
　以上で、生活福祉部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
　説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
　休憩いたします。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣新委員長　再開いたします。
　議案及び請願等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
　休憩いたします。

（休憩中に、議案等の採決の順序等について協議）

○新垣新委員長　再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第７号議案沖縄県こどもの権利条例、乙第９号議案沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例、乙第10号議案沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、乙第11号議案沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例、乙第12号議案沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例、乙第13号議案沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の６件を一括して簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　御異議なしと認めます。

よって、乙第７号議案、乙第９号議案から乙第13号議案までの６件は原案のとおり可決されました。

請願等の採決に入る前に、その取扱いについて御協議をいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、議案等採決区分表により協議）

○新垣新委員長　再開いたします。

お諮りいたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、請願令和６年第５号、陳情令和６年第88号、陳情令和７年第64号、同115号、同141号、同170号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願令和７年第11号ほか３件及び陳情令和６年第56号ほか80件を継続することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものと決定した請願４件及び陳情81件と、ただいまお示ししました本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣新委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で本委員会に付託された議案及び請願等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　　新